

巻末資料

目次

資料1 耐震化率の推計	資2
(1) 令和7(2025)年の住宅の耐震化率の推計.....	資2
(2) 令和12(2030)年の住宅の耐震化率の推計.....	資10
(3) 令和17(2035)年の住宅耐の震化率の推計.....	資20
資料2 特定建築物の現状	資30
資料3 市所有建築物の現状	資32
(1) 市所有建築物.....	資32
(2) 市所有特定既存耐震不適格建築物.....	資32
(3) 市営住宅.....	資35
資料4 本市の耐震化に関する取組実績	資37
(1) 木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業の実績.....	資37
(2) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組.....	資37
資料5 アンケート調査結果分析	資38
(1) 調査概要.....	資38
(2) 調査結果の分析.....	資38
資料6 策定の経緯	資71
資料7 関係法令等	資72
資料8 関連リンク集	資98

資料1 耐震化率の推計

(1) 令和7(2025)年の住宅の耐震化率の推計

図1-1のとおり、住宅の耐震化率を推計する。

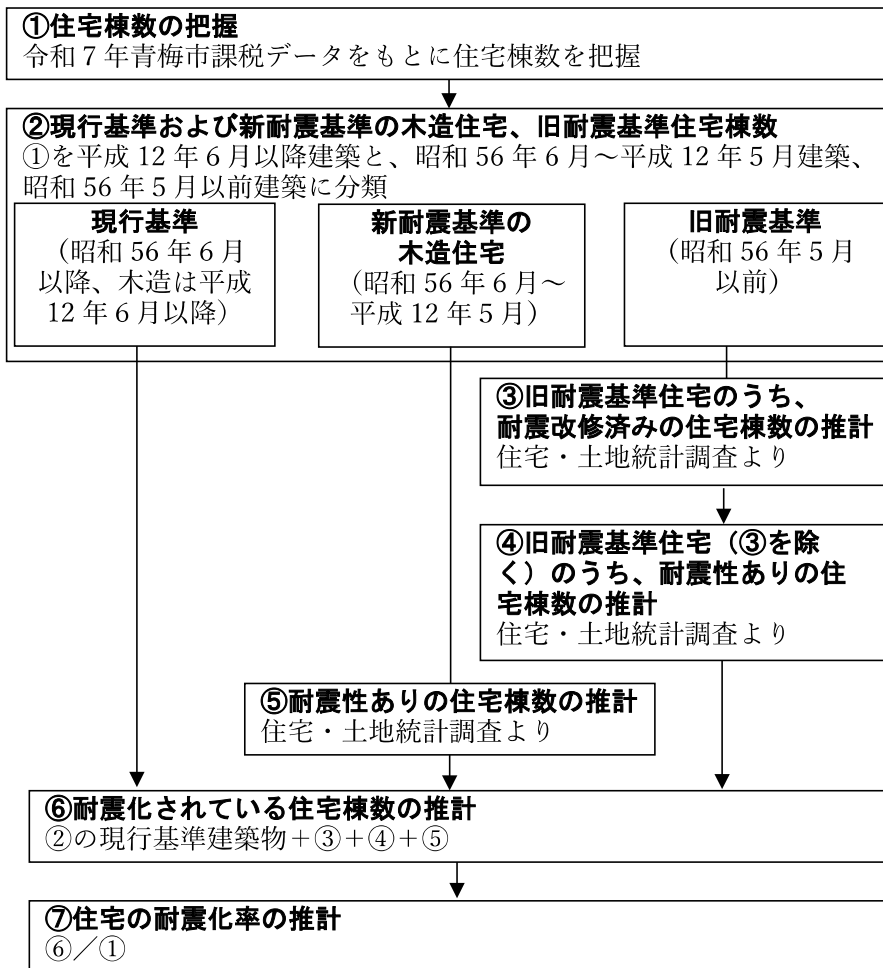


図1-1 令和7年の住宅の耐震化率の推計フロー

①住宅棟数の把握

家屋課税データの「種類」より、住宅系用途の棟数を把握した。全棟数 55,391 棟のうち、44,464 棟が住宅であり、戸建住宅が 42,631 棟、共同住宅が 1,833 棟であった。

表1-1 種類別棟数

(単位：棟)

区分	用途	棟数	区分	用途	棟数
共同住宅	共同住宅	1,666	非住宅	事務所・車庫	34
	共同住宅・車庫	12		事務所・倉庫	141
	共同住宅・店舗	155		事務所・店舗	77
共同計	1,833	※事務所・共同住宅		1	
戸建住宅	※居宅・その他	8		※事務所・物置	1
	※居宅・工場	42		児童福祉施設	7
	※居宅・作業所	109		車庫	1,204
	※居宅・事務所	216		車庫・工場	1
	※居宅・車庫	270		※車庫・作業所	11
	※居宅・診療所	71		車庫・倉庫	44
	※居宅・倉庫	53	車庫・物置	333	
	※居宅・店舗	958	守衛所	14	
	※居宅・物置	186	集会所	13	
	※住宅	15	※養護施設	1	
専用住宅	40,527	診療所	62		

区分	用途	棟数	区分	用途	棟数
戸建住宅	※専用住宅・事務所	3	非住宅	※診療所・専用住宅	1
	※専用住宅・車庫	6		倉庫	1,200
	※専用住宅・車庫	10		倉庫・その他	2
	※農家住宅	17		※倉庫・事務所	2
	併用住宅	139		※倉庫・車庫	1
	養蚕住宅	1		堆肥舎	50
	戸建計			42,631	畜舎
非住宅	その他	18		茶室	7
	プロパン庫	86		停車場	19
	ボイラー室	55		店舗	875
	ホテル	3		店舗・その他	16
	ポンプ室	25		店舗・工場	16
	駅舎	23		店舗・車庫	3
	※保育所	20		店舗・倉庫	25
	温室	7		※店舗・事務所	1
	簡易旅館	45		※店舗・専用住宅	1
	寄宿舍	62		渡廊下	25
	機械室	83		土蔵	59
	休憩所	77		湯殿	0
	給油所	16		納屋	20
	※寺院・庫裏・神社	2		病院	59
	※神殿・教職舎	1		付属家	325
	教習所	13	※福祉施設	3	

区分	用途	棟数	区分	用途	棟数
非住宅	銀行	14	非住宅	物置	2,784
	鶏舎	14		変電所	17
	劇場	1		便所	129
	研究所	37		保養所	6
	庫裏	0		本堂	1
	娯楽場	3		油庫	11
	公共施設	0		遊技場	10
	工場	813		酪農舎	5
	工場・倉庫	32		※旅館・料亭	60
	※工場・事務所	1		※旅館・専用住宅	1
	※工場・店舗	2		冷蔵倉庫	2
	更衣室	5		※練習場	6
	校舎	1		グループホーム	3
	※老人福祉施設	31		デイサービスセンター	2
	作業場	567		ホーム上屋・通路	2
	※作業所	1		医療施設	4
	※作業所・事務所	1		映画館	1
	※養蚕場	9		宿泊所	2
	市場	1		駐車場	1
	事務所	632		調理室	1
	事務所・その他	15		浴室	358
	事務所・工場	104		非住宅計	10,927
※事務所・作業所	25	総計	55,391		

※前計画と同様の集計方法で集計した結果、前計画に記載のない用途を示

す。前計画で参照した令和 2 (2020) 年の家屋課税データから、本計画で参照した令和 7 (2025) 年の家屋課税データで集計に変更があり、用途の名称や振り分けが異なっている。

②現行基準、新耐震基準の木造住宅および旧耐震基準住宅棟数

家屋課税データの「建築年月日」より、現行基準と新耐震基準の木造住宅、旧耐震基準に分類した。

表 1 - 2 現行基準、新耐震基準の木造住宅および旧耐震基準住宅棟数
(単位：棟)

建て方	構造	旧耐震基準住宅	新耐震基準の木造住宅	現行基準住宅	合計
戸建住宅	木造	13,068	13,072	13,191	39,331
	非木造	694	—	2,606	3,300
	計	13,762	13,072	15,797	42,631
共同住宅	木造	56	451	332	839
	非木造	82	—	912	994
	計	138	451	1,244	1,833
総数		13,900	13,523	17,041	44,464

③旧耐震基準住宅のうち、耐震改修済みの住宅棟数の推計

住宅・土地統計調査を用いて、本市の旧耐震基準住宅で、耐震改修をした住宅数を把握する。

令和 5 年住宅・土地統計調査では、本市の旧耐震基準持ち家数 7,870 戸のうち、320 戸が令和元(2019)年以降に耐震改修工事済みとなっている。

平成 30 年住宅・土地統計調査では、本市の旧耐震基準持ち家数 7,260 戸のうち、耐震改修工事済み住宅は 650 戸で、そのうち 230 戸が平成 26(2014)年以降に耐震改修工事済みとなっている。

なお、平成 25 年および平成 20 年の調査では建築時期別の集計が行

われていないため、東京都の結果を用いて旧耐震基準住宅のうち、耐震改修工事済み住宅数を算出した。

その結果、本市の旧耐震基準住宅で、令和5(2023)年までに耐震改修済みの住宅数は1,154戸と推計される。

表1-3 耐震改修済み住宅のうち、旧耐震基準住宅数

(単位：戸)

対象年	東京都耐震改修済み住宅 (a)	東京都耐震改修済み住宅(a)のうち、旧耐震基準住宅 (b)	東京都の旧耐震基準住宅の割合 (c)=(b)/(a)	市の耐震改修済み住宅 (d)	市の耐震改修済み住宅のうち、旧耐震基準住宅 (c)×(d)
平成20年	88,900	35,800	40.3%	1,000	403
平成25年	63,500	26,600	41.9%	480	201
平成30年					230
令和5年					320
平成20年-令和5年合計					1,154

※平成30年、令和5年の(a)～(d)は住宅・土地統計調査にて集計されており、算定不要のため、斜線としている。

前述の推計結果から、令和5年住宅・土地統計調査の旧耐震基準持ち家数7,870戸のうち、1,154戸(14.7パーセント)が耐震改修工事をしたものとする。

この結果を用いて、耐震改修済み住宅数を推計した。

表1-4 旧耐震基準住宅のうち、耐震改修済みの住宅棟数の推計

(単位：棟)

建て方	構造	旧耐震基準住宅 (a)	耐震改修済み率 (b)	耐震改修済み住宅数 (a)×(b)
戸建住宅	木造	13,068	14.7%	1,921
	非木造	694		102
	計	13,762		2,023
共同住宅	木造	56		8
	非木造	82		12
	計	138		20
総数		13,900		2,043

④旧耐震基準住宅（③を除く）のうち、耐震性ありの住宅棟数の推計

東京都の旧耐震基準住宅のうち、令和5年住宅・土地統計調査での「令和元年以降の耐震診断の結果」によると、耐震性が確保されていた割合は、戸建住宅 49.7 パーセント、共同住宅 72.2 パーセントと推計される。

これを用いて、旧耐震基準住宅のうち、耐震性ありの住宅棟数を推計した。

表 1-5 旧耐震基準住宅のうち、耐震性ありの住宅棟数の推計

(単位：棟)

建て方	構造	旧耐震基準住宅 (a)	耐震改修済み住宅数 (b)	耐震性あり (c)	耐震性ありと推計される住宅数 ((a-b) × c)
戸建住宅	木造	13,068	1,921	49.7%	5,540
	非木造	694	102	49.7%	294
	計	13,762	2,023		5,834
共同住宅	木造	56	8	72.2%	35
	非木造	82	12	72.2%	51
	計	138	20		86
総数		13,900	2,043		5,920

⑤新耐震基準の木造住宅のうち、耐震性ありの住宅数の推計

新耐震基準の木造住宅のうち、耐震性ありの住宅棟数は、旧耐震基準の耐震性ありの住宅数の推計方法を参考に推計した。

表 1-6 新耐震基準の木造住宅のうち、耐震性ありの住宅棟数の推計

(単位：棟)

建て方	構造	新耐震基準の木造住宅	耐震改修済み住宅数	耐震性ありと推計される住宅数
戸建住宅	木造	13,072	967	10,410
共同住宅	木造	451	33	405
総数		13,523	1,000	10,815

⑥耐震化されている住宅棟数の推計

①～⑤を踏まえ、耐震化されている住宅棟数を推計した。

表 1-7 耐震化されている住宅棟数の推計

(単位：棟)

建て方	構造	現行基準住宅数 (a)	新耐震基準の木造住宅 の耐震化されている 住宅数 (b)	旧耐震基準の耐震改修 済み住宅数 (c)	旧耐震基準の耐震性 ありと推計される 住宅数 (d)	耐震化されている 住宅数 (a+b+c+d)
戸建住宅	木造	13,191	11,377	1,921	5,540	32,029
	非木造	2,606	—	102	294	3,002
	計	15,797	11,377	2,023	5,834	35,031
共同住宅	木造	332	438	8	35	813
	非木造	912	—	12	51	975
	計	1,244	438	20	86	1,788
総数		17,041	11,815	2,043	5,920	36,819

⑦まとめ

令和7(2025)年現在の本市の住宅総数は、家屋課税データによると44,464棟であり、そのうち新耐震基準は30,564棟、旧耐震基準は13,900棟となっている。また、旧耐震基準住宅のうち、耐震性があると推定される住宅は7,963棟となる。

以上から、本市の耐震化の現状は、住宅総数44,464棟のうち、38,527棟が耐震性を有しており、耐震化率は86.6パーセントとなる。

表1-8 住宅の耐震化の現状（令和7年度）

（単位：棟）

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震基準住宅 d	住宅(合計) e=a+d	耐震性を有する住宅 f=b+d	耐震化率 g=f/e	
		総数		耐震性有 b					耐震性無 c
		a=b+c							
戸建住宅	木造	13,068	7,461	5,607	26,263	39,331	33,724	85.7%	
	非木造	694	396	298	2,606	3,300	3,002	91.0%	
	小計	13,762	7,857	5,905	28,869	42,631	36,726	86.1%	
共同住宅	木造	56	43	13	783	839	826	98.5%	
	非木造	82	63	19	912	994	975	98.1%	
	小計	138	106	32	1,695	1,833	1,801	98.3%	
住宅総数		13,900	7,963	5,937	30,564	44,464	38,527	86.6%	

また、新耐震基準の木造住宅を考慮した住宅の耐震化率は 82.8 パーセントとなる。

表 1 - 9 新耐震基準の木造住宅を考慮した住宅の耐震化の現状（令和 7 年度）

（単位：棟）

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震基準の木造住宅			現行基準住宅 g	住宅（合計） h=a+d+g	耐震性を 有する住宅 i=b+e+g	耐震化率 j=i/h		
		総数		耐震 性有 b	耐震 性無 c	総数						耐震 性有 e	耐震 性無 f
		a=b+c	d=e+f										
戸建住宅	木造	13,068	7,461	5,607	13,072	11,377	1,695	13,191	39,331	32,029	81.4%		
	非木造	694	396	298	—	—	—	2,606	3,300	3,002	91.0%		
	小計	13,762	7,857	5,905	13,072	11,377	1,695	15,797	42,631	35,031	82.2%		
共同住宅	木造	56	43	13	451	438	13	332	839	813	96.9%		
	非木造	82	63	19	—	—	—	912	994	975	98.1%		
	小計	138	106	32	451	438	13	1,244	1,833	1,788	97.5%		
住宅総数		13,900	7,963	5,937	13,523	11,815	1,708	17,041	44,464	36,819	82.8%		

(2) 令和 12(2030)年の住宅の耐震化率の推計

令和 12(2030)年の推計値については、1の位を四捨五入して推計した。

①令和 7(2025)年における住宅の現状

家屋課税データから、令和 7(2025)年の住宅の現状は表 1-10 のとおりである。

表 1-10 住宅の現状

(単位：棟)

建て方	構造	旧耐震基準住宅	新耐震基準の木造住宅	現行基準住宅	合計
戸建住宅	木造	13,068	13,072	13,191	39,331
	非木造	694	—	2,606	3,300
	計	13,762	13,072	15,797	42,631
共同住宅	木造	56	451	332	839
	非木造	82	—	912	994
	計	138	451	1,244	1,833
総数		13,900	13,523	17,041	44,464

②令和 12(2030)年における旧耐震基準住宅数の推計

令和 12(2030)年における旧耐震基準住宅数および新耐震基準の木造住宅数を推計する。推計に用いる旧耐震基準住宅数および新耐震基準の木造住宅数の減少率については、家屋課税データにおける令和 2(2020)年(前計画より把握)から令和 7(2025)年までの減少率(実績)を用いて推計する。

表 1-11 減少率(市の実績)

(単位：棟)

区分	令和 2年 (a)	令和 7年 (b)	令和 2年-令和 7年 減少率 (c)=(a-b)/(a)
旧耐震基準戸建住宅数	14,697	13,762	6.4%
旧耐震基準共同住宅数	157	138	12.1%
新耐震基準の木造戸建住宅数	13,378	13,072	2.3%
新耐震基準の木造共同住宅数	469	451	3.8%

減少率（表 1-11）を用い、建て方別・構造別の旧耐震基準住宅数および新耐震基準の木造住宅数を算出すると、表 1-12 のとおりである。

表 1-12① 建て方別・構造別住宅数の推計結果（旧耐震基準住宅）

（単位：戸）

建て方	構造	令和 7 年 旧耐震基準 住宅数 (a)	5 年間減少率 (b)	令和 12 年 旧耐震基準 住宅数 (a) - (a × b)
戸建住宅	木造	13,068	6.4%	12,230
	非木造	694	6.4%	650
	計	13,762		12,880
共同住宅	木造	56	12.1%	50
	非木造	82	12.1%	70
	計	138		120
総	数	13,900		13,000

表 1-12② 建て方別・構造別住宅数の推計結果

（新耐震基準の木造住宅）

（単位：戸）

建て方	構造	令和 7 年 新耐震基準の 木造住宅数 (a)	5 年間 減少率 (b)	令和 12 年 新耐震基準の 木造住宅数 (a) - (a × b)
戸建住宅	木造	13,072	2.3%	12,770
共同住宅	木造	451	3.8%	430
総	数	13,523		13,200

③ 令和 12(2030)年における新耐震基準住宅数の算出

新耐震基準住宅数は、令和 12(2030)年における住宅総数から旧耐震基準住宅数を差し引くことによって求める。

(ア) 住宅総数の算出

令和 12(2030)年住宅数は、令和 7(2025)年世帯数（実績）に対する令和 12(2030)年世帯数（推計値）の伸び率を、令和 7(2025)年住宅数に乘じることで推計する。

平成 28(2016)年から令和 7(2025)年の世帯数推移は表 1-13 のとおり。

表 1-13 世帯数の推移

(単位：世帯)

対象年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
世帯数	61,897	62,306	62,882	63,142	63,432	63,894	64,324	64,640	65,181	66,053

出典：青梅市統計書（各年 1 月 1 日現在）

これをもとに、回帰式により令和 12(2030)年までの世帯数を推計し、令和 7(2025)年度に対する令和 12(2030)年度の伸び率を算出する。

ここでは、過去の推移と傾向が同様に、決定係数 0.9840 と推計精度の高い直線式で算出した値を用いる。

関数式：直線 $y = ax + b$		
係数 a		426.2242
決定項 b		61430.9
決定係数		0.9840

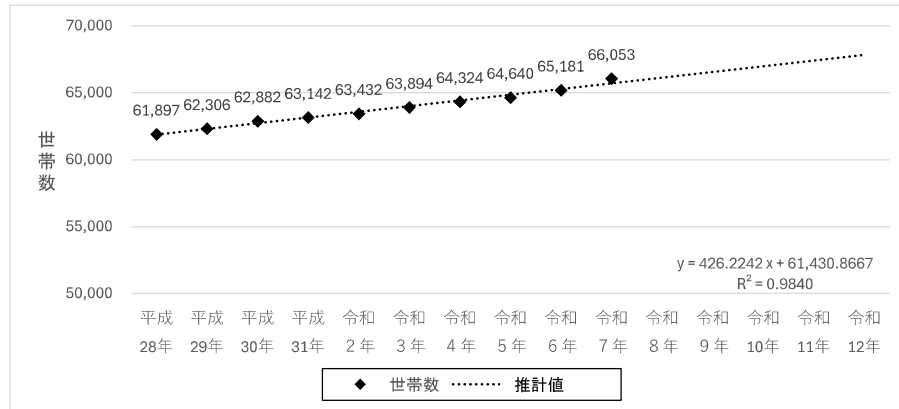


図 1-2 令和 12 年までの世帯数推計

令和 12(2030)年世帯数は 67,824 世帯と推計され、令和 7(2025)年の 66,053 世帯に対する伸び率は 1.03 と算出される。

その結果、令和 12(2030)年住宅数は 45,800 棟と推計される。

令和 7 年 世帯数 (a)	令和 12 年 推計世帯数 (b)	増減率 c=(b/a)	令和 7 年 住宅数 (d)	令和 12 年 推計住宅数 (d) × (c)
66,053	67,824	1.03	44,464	45,800

また、令和 7(2025)年の家屋課税データにおける住宅数は、木造住宅 40,170 棟、非木造住宅 4,294 棟であり、その比率は木造住宅 90.3 パーセント、非木造住宅 9.7 パーセントとなる。

令和 12(2030)年においても、構造別住宅の割合は同様に推移するものとし、木造住宅 41,357 棟、非木造住宅 4,443 棟と推計する。

表 1-14 住宅総数の推計結果

区分	令和 7 年	令和 12 年
総住宅数（棟）	44,464	45,800
木造住宅数（棟）	40,170	41,357
非木造住宅数（棟）	4,294	4,443
総住宅数に対する木造住宅数の割合	90.3%	90.3%
総住宅数に対する非木造住宅数の割合	9.7%	9.7%

(イ) 戸建住宅および共同住宅の住宅数の算出

次に、令和 12(2030)年における構造別の戸建住宅および共同住宅の棟数を算出する。

算出については、令和 7(2025)年における構造別（木造・非木造）住宅数に対する戸建住宅および共同住宅の棟数の割合をもとに算出する。

表 1-15 令和 7 年の構造別・建て方別住宅数の割合

建て方	構造	令和 7 年住宅数（棟）	割合（％）
木造住宅	戸建住宅	39,331	97.9%
	共同住宅	839	2.1%
	計	40,170	
非木造住宅	戸建住宅	3,300	76.9%
	共同住宅	994	23.1%
	計	4,294	
総	数	44,464	

前述の割合から、令和 12(2030)年における建て方別構造別の住宅数は、表 1-16 のとおりとなる。

表 1-16 令和 12 年の構造別・建て方別住宅数

建て方	構造	令和 12 年住宅数（棟）	算出方法（※）
木造住宅	戸建住宅	40,490	$41,357 \times 97.9\%$
	共同住宅	870	$41,357 \times 2.1\%$
	計	41,360	
非木造住宅	戸建住宅	3,410	$4,443 \times 76.9\%$
	共同住宅	1,030	$4,443 \times 23.1\%$
	計	4,440	
総	数	45,800	

※ 表 1-14 において推計された令和 7 年の住宅数に表 1-15 の割合を乗じて算出し、1 の位を四捨五入している。

(ウ) 令和 12(2030)年における住宅の状況

これまでの結果を整理すると、令和 12(2030)年における新耐震基準住宅数は、表 1-17 のとおり推計される。

表 1-17 令和 12 年の住宅の状況

(単位：棟)

建て方	構造	住宅数 (a)	旧耐震基準 住宅数 (b)	新耐震基準 住宅数 (a-b)	うち、新耐 震基準の 木造住宅数
戸建住宅	木造	40,490	12,230	28,260	12,770
	非木造	3,410	650	2,760	—
	計	43,900	12,880	31,020	12,770
共同住宅	木造	870	50	820	430
	非木造	1,030	70	960	—
	計	1,900	120	1,780	430
総数		45,800	13,000	32,800	13,200

④耐震性を有する住宅数の算出

(ア) 令和 12(2030)年における耐震改修済みの住宅棟数の推計

令和 7(2025)年時点での耐震改修済み住宅は、そのまま残るものと仮定し、令和 7(2025)年から令和 12(2030)年の耐震改修済み住宅数

を算出する。

令和 5 年住宅・土地統計調査によると、本市の旧耐震基準住宅 7,870 戸のうち、令和元(2019)年から 5 年間で、320 戸(4.07 パーセント)が耐震改修工事済みとなっている。

これを用いて、一年あたり耐震改修工事率(0.81 パーセント)を算出し、令和 12(2030)年までの耐震改修工事済み住宅数を推計する。

表 1-18① 昭和 56 年以前の住宅で耐震改修工事済みの住宅数
(令和 12 年)

(単位：棟)

建て方	構造	旧耐震 基準 住宅数 (a)	令和 7 年耐震 改修工 事済み 住宅数 (b)	年間耐震 改修工事 済み率 (c)	令和 7 年- 令和 12 年 耐震改修工 事済み住宅 数 (d)=(a-b) ×(c×5)	令和 12 年耐震改 修工事済 み住宅数 (b+d)
戸建住宅	木造	12,230	1,921	0.81%	418	2,340
	非木造	650	102		22	120
	計	12,880	2,023		440	2,460
共同住宅	木造	50	8		2	10
	非木造	70	12		2	10
	計	120	20		4	20
総数		13,000	2,043		444	2,480

※令和 12(2030)年耐震改修工事済み住宅数は 1 の位を四捨五入している。

また、新耐震基準の木造住宅については、令和5年度住宅・土地統計調査によると、本市の新耐震基準住宅（戸建）24,440戸のうち、令和元（2019）年から5年間で430戸、新耐震基準住宅（共同住宅）19,390戸のうち、令和元（2019）年から5年間で20戸が、耐震改修工事済みとなっている。

これを用いて、一年あたり耐震改修工事（戸建：0.35パーセント、共同住宅：0.02パーセント）を算出し、令和12（2030）年までの耐震改修工事済み住宅数を推計する。

表1-18② 新耐震基準の木造住宅で耐震改修工事済みの住宅数
（令和12年）

（単位：棟）

建て方	構造	新耐震基準の木造住宅数 (a)	令和7年耐震改修工事済み住宅数 (b)	年間耐震改修工事済み率 (c)	令和7年-令和12年耐震改修工事済み住宅数 (d)=(a-b)×(c×5)	令和12年耐震改修工事済み住宅数 (b+d)
戸建住宅	木造	12,770	967	0.35%	207	1,170
共同住宅	木造	430	33	0.02%	0	30
総数		13,200	1,000		207	1,200

※令和12（2030）年耐震改修工事済み住宅数は1の位を四捨五入している。

(イ) 令和12（2030）年における耐震性ありの住宅棟数の推計

東京都の旧耐震基準住宅のうち、令和5年住宅・土地統計調査での「令和元年以降の耐震診断の結果」によると、耐震性が確保されていた割合は、戸建住宅49.7パーセント、共同住宅72.2パーセントと推計される。

これを用いて、旧耐震基準住宅のうち、耐震性ありの住宅棟数を推計する。

以上の考え方をもとに、令和12（2030）年において、旧耐震基準住宅のうち耐震性を有する住宅数は、表1-19および表1-20のとおりとなる。

表1-19 旧耐震基準住宅のうち、耐震性を有する住宅数
（令和12年）

（単位：棟）

建て方	構造	旧耐震基準住宅数 (a)	耐震改修工事済み住宅数 (b)	耐震性あり率 (c)	耐震性ありと推計される住宅数 ((a-b)×c)
戸建住宅	木造	12,230	2,340	49.7%	4,920
	非木造	650	120	49.7%	260
	計	12,880	2,460		5,180
共同住宅	木造	50	10	72.2%	30
	非木造	70	10	72.2%	40
	計	120	20		70
総数		13,000	2,480		5,250

表 1-20 耐震性を有する住宅数（令和 12 年）

（単位：棟）

建て方	構造	新耐震基準 住宅数※ (a)	旧耐震基準		耐震化さ れている 住宅数 (a+b+c)
			耐震改修済 み住宅数 (b)	耐震性あり と推計され る住宅数 (c)	
戸建 住宅	木造	28,260	2,340	4,920	35,520
	非木造	2,760	120	260	3,140
	計	31,020	2,460	5,180	38,660
共同 住宅	木造	820	10	30	860
	非木造	960	10	40	1,010
	計	1,780	20	70	1,870
総数		32,800	2,480	5,250	40,530

※新耐震基準の木造住宅は考慮していない。次項にて算定する。

(ウ) 新耐震基準の木造住宅を考慮した令和 12(2030)年における耐震性ありの住宅棟数の推計

東京都の新耐震基準の木造住宅のうち、令和 5 年住宅・土地統計調査での「令和元年以降の耐震診断の結果」によると、耐震性が確保されていた割合は、戸建住宅 87.0 パーセント、共同住宅 97.1 パーセントと推計される。

これを用いて、新耐震基準の木造住宅のうち、耐震性ありの住宅棟数を推計する。

以上の考え方をもとに、令和 12(2030)年において、新耐震基準の木造住宅を考慮した耐震性を有する住宅数は、表 1-21 および表 1-22 のとおりとなる。

表 1-21 新耐震基準の木造住宅のうち、耐震性ありの住宅棟数の推計

（単位：棟）

建て方	構造	新耐震基準 の木造住宅 数 (a)	耐震改修工 事済み住宅 数 (b)	耐震性あり 率 (c)	耐震性あり と推計され る住宅数 (a-b) × c
戸建 住宅	木造	12,770	1,170	87.0%	10,090
共同 住宅	木造	430	30	97.1%	390
総数		13,200	1,200		10,480

表 1-22 新耐震基準の木造住宅を考慮した耐震性を有する住宅数（令和 12 年）

（単位：棟）

建て方	構造	現行基準住宅数 (a)	新耐震基準の木造住宅		旧耐震基準		耐震化されている 住宅数 (a+b+c+d+e)
			耐震改修済み住宅数 (b)	耐震性ありと推計 される住宅数 (c)	耐震改修済み住宅数 (d)	耐震性ありと推計 される住宅数 (e)	
戸建住宅	木造	15,490	1,170	10,090	2,340	4,920	34,010
	非木造	2,760	—	—	120	260	3,140
	計	18,250	1,170	10,090	2,460	5,180	37,150
共同住宅	木造	390	30	390	10	30	850
	非木造	960	—	—	10	40	1,010
	計	1,350	30	390	20	70	1,860
総数		19,600	1,200	10,480	2,480	5,250	39,010

⑤住宅の耐震化率

これまでの結果から、令和12(2030)年における住宅の耐震化率は88.5パーセントと推計される。

表1-23 住宅の耐震化率(令和12年)

(単位:棟)

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震基準住宅	住宅(合計)	耐震性を有する住宅	耐震化率
		総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c				
戸建住宅	木造	12,230	7,260	4,970	28,260	40,490	35,520	87.7%
	非木造	650	380	270	2,760	3,410	3,140	92.1%
	小計	12,880	7,640	5,240	31,020	43,900	38,660	88.1%
共同住宅	木造	50	40	10	820	870	860	98.9%
	非木造	70	50	20	960	1,030	1,010	98.1%
	小計	120	90	30	1,780	1,900	1,870	98.4%
住宅総数		13,000	7,730	5,270	32,800	45,800	40,530	88.5%

また、新耐震基準の木造住宅を考慮した令和12(2030)年の住宅の耐震化は85.2パーセントと推計される。

表1-24 新耐震基準の木造住宅を考慮した住宅の耐震化率（令和12年）

（単位：棟）

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震基準の木造住宅			現行基準住宅 g	住宅（合計） h=a+d+g	耐震性を有する住宅 i=b+e+g	耐震化率 j=i/h
		総数 a=b+c	耐震性有	耐震性無	総数 d=e+f	耐震性有	耐震性無				
			b	c		e	f				
戸建住宅	木造	12,230	7,260	4,970	12,770	11,260	1,510	15,490	40,490	34,010	84.0%
	非木造	650	380	270	—	—	—	2,760	3,410	3,140	92.1%
	小計	12,880	7,640	5,240	12,770	11,260	1,510	18,250	43,900	37,150	84.6%
共同住宅	木造	50	40	10	430	420	10	390	870	850	97.7%
	非木造	70	50	20	—	—	—	960	1,030	1,010	98.1%
	小計	120	90	30	430	420	10	1,350	1,900	1,860	97.9%
住宅総数		13,000	7,730	5,270	13,200	11,680	1,520	19,600	45,800	39,010	85.2%

(3) 令和 17(2035)年の住宅の耐震化率の推計

令和 17(2035)年の推計値については、1の位を四捨五入して推計した。

①令和 7(2025)年における住宅の現状

家屋課税データから、令和 7(2025)年の住宅の現状は表 1-25 の結果となる。

表 1-25 住宅の現状

(単位：棟)

建て方	構造	旧耐震基準住宅	新耐震基準の木造住宅	現行基準住宅	合計
戸建住宅	木造	13,068	13,072	13,191	39,331
	非木造	694	—	2,606	3,300
	計	13,762	13,072	15,797	42,631
共同住宅	木造	56	451	332	839
	非木造	82	—	912	994
	計	138	451	1,244	1,833
総数		13,900	13,523	17,041	44,464

②令和 17(2035)年における旧耐震基準住宅数および新耐震基準の木造住宅数の推計

令和 17(2035)年における旧耐震基準住宅数および新耐震基準の木造住宅数を推計する。推計に用いる旧耐震基準住宅数および新耐震基準の木造住宅数の減少率については、家屋課税データにおける令和 2(2020)年(前計画より把握)から令和 7(2025)年までの減少率(実績)を用いて推計する。

表 1-26 減少率(市の実績)

区分	令和 2年 (a)	令和 7年 (b)	令和 2年-令和 7年 減少率 (c) = (a-b) / (a)
旧耐震基準戸建住宅数	14,697	13,762	6.4%
旧耐震基準共同住宅数	157	138	12.1%
新耐震基準の木造戸建住宅数	13,378	13,072	2.3%
新耐震基準の木造共同住宅数	469	451	3.8%

減少率（表 1-26）を用い、建て方別・構造別の旧耐震基準住宅数および新耐震基準の木造住宅数を算出すると、表 1-27 の結果となる。

表 1-27① 建て方別・構造別住宅数の推計結果（旧耐震基準住宅）

（単位：戸）

建て方	構造	令和 7 年 旧耐震基準 住宅数 (a)	10 年間減少率 (b)	令和 17 年 旧耐震基準 住宅数 (a) - (a × b)
戸建 住宅	木 造	13,068	12.8%	11,400
	非木造	694	12.8%	610
	計	13,762		12,010
共同 住宅	木 造	56	24.2%	40
	非木造	82	24.2%	60
	計	138		100
総 数		13,900		12,110

表 1-27② 建て方別・構造別住宅数の推計結果
（新耐震基準の木造住宅）

（単位：戸）

建て方	構造	令和 7 年 新耐震基準の木造 住宅数 (a)	10 年間 減少率 (b)	令和 17 年 新耐震基準の木造 住宅数 (a) - (a × b)
戸建 住宅	木 造	13,072	4.6%	12,470
共同 住宅	木 造	451	7.6%	420
総 数		13,523		12,890

③令和 17 年における新耐震基準住宅数の算出

新耐震基準住宅数は、令和 17(2035)年における住宅総数から旧耐震基準住宅数を差し引くことによって求める。

(7) 住宅総数の算出

令和 17(2035)年住宅数は、令和 7(2025)年世帯数(実績)に対する令和 17(2035)年世帯数(推計値)の伸び率を、令和 7(2025)年住宅数に乗じることで推計する。

平成 28(2016)年から令和 7(2025)年の世帯数推移は次のとおり。

表 1-28 世帯数の推移

(単位：世帯)

対象年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
世帯数	61,897	62,306	62,882	63,142	63,432	63,894	64,324	64,640	65,181	66,053

出典：青梅市統計書（各年 1 月 1 日現在）

これをもとに、回帰式により令和 17(2035)年までの世帯数を推計し、令和 7(2025)年に対する令和 17(2035)年の伸び率を算出する。

ここでは、過去の推移と傾向が同様に、決定係数 0.9840 と推計精度の高い直線式で算出した値を用いる。

関数式：直線	$y = ax + b$	
係数 a	426.2242	
決定項 b	61430.9	
決定係数	0.9840	

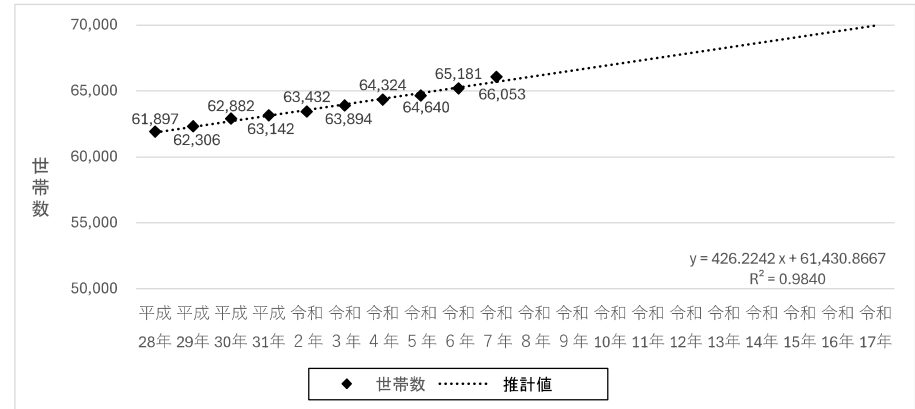


図 1-3 令和 17 年までの世帯数推計

令和 17(2035)年世帯数は 69,955 世帯と推計され、令和 7(2025)年の 66,053 世帯に対する伸び率は 1.06 と算出される。

その結果、令和 17(2035)年住宅数は 47,130 棟と推計される。

令和 7 年 世帯数 (a)	令和 17 年 推計世帯数 (b)	増減率 $c = (b/a)$	令和 7 年 住宅数 (d)	令和 17 年 推計住宅数 (d) × (c)
66,053	69,955	1.06	44,464	47,130

また、令和 7(2025)年の家屋課税データにおける住宅数は、木造住宅 40,170 棟、非木造住宅 4,294 棟であり、その比率は木造住宅 90.3 パーセント、非木造住宅 9.7 パーセントとなる。

令和 17(2035)年においても、構造別住宅の割合は同様に推移するものとし、木造住宅 42,558 棟、非木造住宅 4,572 棟と推計する。

表 1-29 住宅総数の推計結果

区分	令和 7 年	令和 17 年
総住宅数（棟）	44,464	47,130
木造住宅数（棟）	40,170	42,558
非木造住宅数（棟）	4,294	4,572
総住宅数に対する木造住宅数の割合	90.3%	90.3%
総住宅数に対する非木造住宅数の割合	9.7%	9.7%

(イ) 戸建住宅および共同住宅の住宅数の算出

次に、令和 17(2035)年における構造別の戸建住宅および共同住宅の棟数を算出する。

算出については、令和 7(2025)年における構造別（木造・非木造）住宅数に対する戸建住宅および共同住宅の棟数の割合をもとに算出する。

表 1-30 令和 7 年の構造別・建て方別住宅数の割合

建て方	構造	令和 7 年住宅数（棟）	割合（%）
木造住宅	戸建住宅	39,331	97.9%
	共同住宅	839	2.1%
	計	40,170	
非木造住宅	戸建住宅	3,300	76.9%
	共同住宅	994	23.1%
	計	4,294	
総数		44,464	

前述の割合から、令和 17(2035)年における建て方別構造別の住宅数は、表 1-31 のとおりとなる。

表 1-31 令和 17 年の構造別・建て方別住宅数

建て方	構造	令和 17 年住宅数（棟）	算出方法（※）
木造住宅	戸建住宅	41,660	$42,558 \times 97.9\%$
	共同住宅	890	$42,558 \times 2.1\%$
	計	42,550	
非木造住宅	戸建住宅	3,520	$4,572 \times 76.9\%$
	共同住宅	1,060	$4,572 \times 23.1\%$
	計	4,580	
総数		47,130	

※表 1-29 において推計された令和 7 年の住宅数に表 1-30 の割合を乗じて算出し、1 の位を四捨五入している。

(ウ) 令和 17(2035)年における住宅の状況

これまでの結果を整理すると、令和 17(2035)年における新耐震基準住宅数は、表 1-32 のとおり推計される。

表 1-32 令和 17 年の住宅の状況

(単位：棟)

建て方	構造	住宅数 (a)	旧耐震基準 住宅数 (b)	新耐震基準 住宅数 (a-b)	うち、新耐 震基準の 木造住宅数
戸建 住宅	木造	41,660	11,400	30,260	12,470
	非木造	3,520	610	2,910	—
	計	45,180	12,010	33,170	12,470
共同 住宅	木造	890	40	850	420
	非木造	1,060	60	1,000	—
	計	1,950	100	1,850	420
総 数		47,130	12,110	35,020	12,890

④耐震性を有する住宅数の算出

(ア) 令和 17(2035)年における耐震改修済みの住宅棟数の推計

令和 7(2025)年時点での耐震改修済み住宅は、そのまま残るものと仮定し、令和 7(2025)年から令和 17(2035)年の耐震改修済み住宅数を算出する。

令和 5年住宅・土地統計調査によると、本市の旧耐震基準住宅7,870戸のうち、令和元(2019)年から5年間で、320戸(4.07パーセント)が耐震改修工事済みとなっている。

これを用いて、一年あたり耐震改修工事率(0.81パーセント)を算出し、令和 17(2035)年までの耐震改修工事済み住宅数を推計する。

表 1-33① 昭和 56 年以前の住宅で耐震改修工事済みの住宅数
(令和 17 年)

(単位：棟)

建て方	構造	旧耐震 基準 住宅数 (a)	令和 7 年耐震 改修工 事済み 住宅数 (b)	年間耐 震改修 工事済 み率 (c)	令和 7 年- 令和 17 年 耐震改修工 事済み住宅 数 (d)=(a-b) ×(c×10)	令和 17 年耐震改 修工事済 み住宅数 (b+d)
戸建 住宅	木造	11,400	1,921	0.81%	768	2,690
	非木造	610	102		41	140
	計	12,010	2,023		809	2,830
共同 住宅	木造	40	8		3	10
	非木造	60	12		4	20
	計	100	20		7	30
総 数		12,110	2,043		816	2,860

※令和 17(2035)年耐震改修工事済み住宅数は 1 の位を四捨五入している。

また、新耐震基準の木造住宅については、令和 5年度住宅・土地統計調査によると、本市の新耐震基準住宅(戸建)24,440戸のうち、令和元(2019)年から5年間で430戸、新耐震基準住宅(共同住宅)19,390戸のうち、令和元(2019)年から5年間で20戸が、耐震改修工事済みとなっている。

これを用いて、一年あたり耐震改修工事(戸建:0.35パーセント、共同住宅:0.02パーセント)を算出し、令和 17(2035)年までの耐震改修工事済み住宅数を推計する。

表 1-33② 新耐震基準の木造住宅で耐震改修工事済みの住宅数
(令和 17 年)

(単位：棟)

建て方	構造	新耐震基準の木造住宅数 (a)	令和 7 年耐震改修工事済み住宅数 (b)	年間耐震改修工事済み率 (c)	令和 7 年-令和 17 年耐震改修工事済み住宅数 (d) = (a-b) × (c × 10)	令和 17 年耐震改修工事済み住宅数 (b+d)
戸建住宅	木造	12,470	967	0.35%	403	1,370
共同住宅	木造	420	33	0.02%	1	30
総数		12,890	1,000		404	1,400

※令和 17(2035)年耐震改修工事済み住宅数は 1 の位を四捨五入している。

(イ) 令和 17(2035)年における耐震性ありの住宅棟数の推計

東京都の旧耐震基準住宅のうち、令和 5 年住宅・土地統計調査での「令和元年以降の耐震診断の結果」によると、耐震性が確保されていた割合は、戸建住宅 49.7 パーセント、共同住宅 72.2 パーセントと推計される。

これを用いて、旧耐震基準住宅のうち、耐震性ありの住宅棟数を推計する。

以上の考え方をもとに、令和 17(2035)年において、旧耐震基準住宅のうち耐震性を有する住宅数は、表 1-34 および表 1-35 のとおりとなる。

表 1-34 旧耐震基準住宅のうち、耐震性を有する住宅数
(令和 17 年)

(単位：棟)

建て方	構造	旧耐震基準住宅数 (a)	耐震改修工事済み住宅数 (b)	耐震性あり率 (c)	耐震性ありと推計される住宅数 (a-b) × c
戸建住宅	木造	11,400	2,690	49.7%	4,330
	非木造	610	140	49.7%	230
	計	12,010	2,830		4,560
共同住宅	木造	40	10	72.2%	20
	非木造	60	20	72.2%	30
	計	100	30		50
総数		12,110	2,860		4,610

表 1-35 耐震性を有する住宅数（令和 17 年）

（単位：棟）

建て方	構造	新耐震基準 住宅数※	旧耐震基準		耐震化され ている住宅 数
			耐震改修済 み住宅数	耐震性あり と推計され る住宅数	
		(a)	(b)	(c)	(a+b+c)
戸建 住宅	木造	30,260	2,690	4,330	37,280
	非木造	2,910	140	230	3,280
	計	33,170	2,830	4,560	40,560
共同 住宅	木造	850	10	20	880
	非木造	1,000	20	30	1,050
	計	1,850	30	50	1,930
総 数		35,020	2,860	4,610	42,490

※新耐震基準の木造住宅は考慮していない。次項にて算定する。

(ウ) 令和 17(2035)年における耐震性ありの住宅棟数の推計

東京都の新耐震基準の木造住宅のうち、令和 5 年住宅・土地統計調査での「令和元年以降の耐震診断の結果」によると、耐震性が確保されていた割合は、戸建住宅 87.0 パーセント、共同住宅 97.1 パーセントと推計される。

これを用いて、新耐震基準の木造住宅のうち、耐震性ありの住宅棟数を推計する。

以上の考え方をもとに、令和 17(2035)年において、新耐震基準の木造住宅のうち耐震性を有する住宅数は、表 1-36 および表 1-37 のとおりとなる。

表 1-36 新耐震基準の木造住宅のうち、耐震性ありの住宅棟数の推計

（単位：棟）

建て方	構造	新耐震基準 の木造住宅 数	耐震改修工事 済み住宅数	耐震性 あり率	耐震性あり と推計され る住宅数 ((a-b) × c)
		(a)	(b)	(c)	
戸建 住宅	木造	12,470	1,370	87.0%	9,660
共同 住宅	木造	420	30	97.1%	380
総 数		12,890	1,400		10,040

表 1-37 新耐震基準の木造住宅を考慮した耐震性を有する住宅数（令和 17 年）

（単位：棟）

建て方	構造	現行基準住宅数 (a)	新耐震基準の木造住宅数		旧耐震基準		耐震化されている 住宅数 (a+b+c+d+e)
			耐震改修済み 住宅数 (b)	耐震性ありと推計 される住宅数 (c)	耐震改修済み 住宅数 (d)	耐震性ありと推計 される住宅数 (e)	
戸建住宅	木造	17,790	1,370	9,660	2,690	4,330	35,840
	非木造	2,910	—	—	140	230	3,280
	計	20,700	1,370	9,660	2,830	4,560	39,120
共同住宅	木造	430	30	380	10	20	870
	非木造	1,000	—	—	20	30	1,050
	計	1,430	30	380	30	50	1,920
総数		22,130	1,400	10,040	2,860	4,610	41,040

⑤住宅の耐震化率

これまでの結果から、令和 17(2035)年における住宅の耐震化率は 90.2 パーセントと推計される。

表 1-38 住宅の耐震化率（令和 17 年）

（単位：棟）

建て方	構造	旧耐震基準住宅		新耐震基準住宅	住宅(合計)	耐震性を有する住宅	耐震化率	
		総数 a=b+c	耐震性有 b					耐震性無 c
戸建住宅	木造	11,400	7,020	4,380	30,260	41,660	37,280	89.5%
	非木造	610	370	240	2,910	3,520	3,280	93.2%
	小計	12,010	7,390	4,620	33,170	45,180	40,560	89.8%
共同住宅	木造	40	30	10	850	890	880	98.9%
	非木造	60	50	10	1,000	1,060	1,050	99.1%
	小計	100	80	20	1,850	1,950	1,930	99.0%
住宅総数		12,110	7,470	4,640	35,020	47,130	42,490	90.2%

また、新耐震基準の木造住宅を考慮した令和17(2035)年の住宅の耐震化は87.1パーセントと推計される。

表1-39 新耐震基準の木造住宅を考慮した住宅の耐震化率（令和17年）

（単位：棟）

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震基準の木造住宅			現行基準住宅 g	住宅（合計） h=a+d+g	耐震性を 有する住宅 i=b+e+g	耐震化率 j=i/h
		総数 a=b+c	耐震 性有 b	耐震 性無 c	総数 d=e+f	耐震 性有 e	耐震 性無 f				
戸建住宅	木造	11,400	7,020	4,380	12,470	11,030	1,440	17,790	41,660	35,840	86.0%
	非木造	610	370	240	—	—	—	2,910	3,520	3,280	93.2%
	小計	12,010	7,390	4,620	12,470	11,030	1,440	20,700	45,180	39,120	86.6%
共同住宅	木造	40	30	10	420	410	10	430	890	870	97.8%
	非木造	60	50	10	—	—	—	1,000	1,060	1,050	99.1%
	小計	100	80	20	420	410	10	1,430	1,950	1,920	98.5%
住宅総数		12,110	7,470	4,640	12,890	11,440	1,450	22,130	47,130	41,040	87.1%

資料2 特定建築物の現状

令和7(2025)年現在、特定建築物の規模要件に合致する建築物は275棟であり、このうち耐震性を有する建築物が231棟、耐震化率は84.0パーセントとなっている。

表2-1 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

用途	昭和56年5月以前の建築物 a	昭和56年6月以降の建築物 b	建築物(合計) c=a+b	耐震性を有する建築物 d	耐震化率 e=d/c
防災上特に重要な建築物 (学校・病院等)	5	19	24	19	79.2%
要配慮者が利用する建築物 (老人ホーム・養護所等)	0	34	34	34	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物 (店舗・ホテル等)	3	31	34	31	91.2%
その他の施設	36	147	183	147	80.3%
総数	44	231	275	231	84.0%

※耐震改修促進法第14条第1項第2号および第3号は除く。

(参考) 特定建築物の規模要件に合致する建築物一覧

分類		用途	総計
旧耐震基準	防災上特に重要な建築物 (病院等)	病院	5
		不特定多数の者が利用する建築物 (店舗・事務所・ホテル等)	0
	不特定多数の者が利用する建築物 (店舗・事務所・ホテル等)	ホテル	0
		銀行	1
		事務所・店舗	0
		住宅・店舗※	-
		※居宅・店舗	0
		店舗	2
	その他の施設	共同住宅	28
		研究所	1
		事務所	5
		事務所・工場	0
		事務所・倉庫	0
		工場	2
工場・倉庫		0	
旧耐震基準 集計			44
新耐震基準	防災上特に重要な建築物 (学校・病院等)	校舎	0
		病院	18
		診療所	1
	災害時に要援護者が利用する建築物 (老人ホーム養護所等)	園舎※	-
		※保育所	19
		高齢者福祉施設※	-
		※老人福祉施設	14
		障がい者支援施設※	-
		※養護施設	0
		児童福祉施設	0
		複合福祉施設※	-
		※福祉施設	1

分類		用途	統計	
新耐震基準	不特定多数の者が利用する建築物 (店舗・事務所・ホテル等)	住宅・店舗	0	
		店舗	4	
		店舗・車庫	1	
		遊技場	2	
		旅館料亭※	-	
		※旅館・料亭	1	
		ホテル	2	
		共同住宅・店舗	20	
		銀行	1	
		娯楽場	0	
		その他の施設	寄宿舎	9
			共同住宅	68
	共同住宅・車庫		3	
	研究所		4	
	工場		20	
	工場・倉庫		1	
	住宅・事務所※		-	
	※居宅・事務所	1		
	事務所	10		
事務所・工場	15			
事務所・車庫	1			
事務所・倉庫	9			
事務所・店舗	4			
車庫	1			
車庫・工場	1			
新耐震基準 集計			231	
総計			275	

※家屋課税データでの用途が、前計画の上記表中の用途と異なる場合は、その用途の下に、類似と思われる家屋課税データでの用途と集計結果を記載。

資料3 市所有建築物の現状

(1) 市所有建築物

令和7(2025)年現在、市所有建築物(市営住宅を除く。)は286棟あり、このうち耐震性を有する建築物は253棟で、耐震化率は88.5パーセントとなっている。

市庁舎等のほか小・中学校、市民センター等の災害時に拠点・避難所として利用される防災上重要な市所有建築物は189棟であり、このうち耐震性を有する建築物は174棟、耐震化率は92.1パーセントとなっている。

(2) 市所有特定既存耐震不適格建築物

「防災上重要な市所有建築物」および「その他の市所有建築物」のうち、特定既存耐震不適格建築物の規模要件に合致する建築物が58棟であり、このうち耐震性を有する建築物が57棟、耐震化率は98.3パーセントとなっている。

表3-1 市所有建築物耐震化の現状

(単位：棟)

区分	用途	昭和56年5月以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物	建築物(合計)	耐震性を有する建築物	耐震化率(%)
		総数		d				
		a=b+c	b					
防災上重要な市所有建築物*		83(32)	68(31)	15(1)	106(26)	189(58)	174(57)	92.1%(98.3%)
	市庁舎等	0	0	0	2(2)	2(2)	2(2)	100.0%
	小・中学校(校舎・体育館)	37(28)	37(28)	0	16(12)	53(40)	53(40)	100.0%
	市民センター施設	14	14	0	7	21	21	100.0%
	文化・生涯学習施設	0	0	0	2(1)	2(1)	2(1)	100.0%
	スポーツ施設	2(1)	1(1)	1	0	2(1)	1(1)	50.0%
	福祉施設	2(1)	1	1(1)	6(4)	8(5)	7(4)	87.5%
	病院・診療所	3(1)	3(1)	0	5(3)	8(4)	8(4)	100.0%
	医師・看護師寮等	0	0	0	2(2)	2(2)	2(2)	100.0%
	学童保育所	0	0	0	6	6	6	100.0%
	消防・防災施設	19	11	8	34	53	45	84.9%
	浄水場・ポンプ施設	6(1)	1(1)	5	14	20(1)	15(1)	75.0%
	環境施設	0	0	0	5	5	5	100.0%
	葬祭場	0	0	0	2(1)	2(1)	2(1)	100.0%
	その他	0	0	0	5(1)	5(1)	5(1)	100.0%

区分	用途	昭和56年5月以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 d	建築物(合計) e=a+d	耐震性を有する建築物 f=b+d	耐震化率(%) g=f/e
		総数		耐震性無 c				
		a=b+c	耐震性有 b					
その他の市所有建築物		24	6	18	73	97	79	81.4%
	文化・生涯学習施設	8	2	6	2	10	4	40.0%
	スポーツ施設	4	1	3	5	9	6	66.7%
	病院・診療所	0	0	0	1	1	1	100.0%
	医師・看護師寮等	2	2	0	1	3	3	100.0%
	公園施設(管理棟等)	4	1	3	4	8	5	62.5%
	公園施設等公衆便所	1	0	1	49	50	49	98.0%
	休憩所	0	0	0	1	1	1	100.0%
	その他	5	0	5	10	15	10	66.7%
	総数	107(32)	74(31)	33(1)	179(26)	286(58)	253(57)	88.5%(98.3%)

注：表の()内の数値は、特定既存耐震不適格建築物の規模要件に合致する建築物について表す。

※都計画の分類にもとづく。

表3-2 特定既存耐震不適格建築物の規模要件に合致する市所有建築物一覧(参考)

番号	用途	施設名称	所在地	構造区分(造)	階数(階)	延床面積(m ²)	建設年度(年)	防災上重要な施設	新耐震基準	旧耐震基準	旧耐震基準のうち耐震性有
1	市庁舎等	庁舎(青梅市役所)	東青梅1-11-1	SRC造	地下1 地上7	22,098	2010	○	○		
2	市庁舎等	東青梅センタービル分室	東青梅1-2-5	RC造	16階(3階のみ)	1,159	1997	○	○		
3	福祉施設	健康センター	東青梅1-174-1	RC造	3階	2,380	1985	○	○		
4	福祉施設	福祉センター	東青梅1-177-3	RC造	4階	6,830	1971	○		○	
5	文化・生涯学習施設	文化交流センター	上町374	鉄骨造	地下1 地上4	3,119	2018	○	○		
6	葬祭場等	市民斎場	長淵5-698-2	RC造	3階	1,927	1998	○	○		
7	病院・診療所	市立青梅総合医療センター(西館)	東青梅4-16-5	SRC造	8階	17,896	1999	○	○		
8	病院・診療所	市立青梅総合医療センター(本館)	東青梅4-16-5	S造一部 SRC造	9階	32,291	2023	○	○		
9	病院・診療所	市立青梅総合医療センター(渡り廊下棟)	東青梅4-16-5	S造	3階	1,190	2024	○	○		
10	病院・診療所	市立青梅総合医療センター(東棟、西棟、旧渡り廊下棟)	東青梅4-16-5	RC造	7階	19,773	1979	○		○	○
11	スポーツ施設	総合体育館	河辺町4-16-1	RC造	2階	6,842	1980	○		○	○
12	福祉施設	障がい者サポーターセンター	大門2-261-1	RC造	2階	1,117	1991	○	○		

番号	用途	施設名称	所在地	構造区分(造)	階数(階)	延床面積(m ²)	建設年度(年)	防災上重要な施設	新耐震基準	旧耐震基準	旧耐震基準のうち耐震性有
13	医師・看護師寮等	臨床研修医宿舎	東青梅4-16-5	RC造	4階	1,540	2006	○	○		
14	医師・看護師寮等	看護職員住宅	東青梅4-18-6	RC造	6階	1,174	1998	○	○		
15	下水ポンプ場	北部中継ポンプ場	今井2-772	RC造	4階	1,239	1979	○		○	○
16	学校校舎	第一小学校校舎	本町223	RC造	4階	6,303	1967	○		○	○
17	学校校舎	第二小学校校舎	長淵4-437	RC造	3階	7,692	2011	○	○		
18	学校校舎	第三小学校校舎	大門2-317	RC造	3階	5,810	1967	○		○	○
19	学校校舎	第四小学校校舎	東青梅6-1-1	RC造	4階	6,873	1971	○		○	○
20	学校校舎	第五小学校校舎	梅郷3-765-1	RC造	4階	6,067	1970	○		○	○
21	学校校舎	第六小学校校舎	二俣尾3-903-1	RC造	4階	4862	1976	○		○	○
22	学校校舎	第七小学校校舎	小曾木3-1880-1	RC造	3階	4051	1973	○		○	○
23	学校校舎	成木小学校校舎	成木3-423-1	RC造	3階	3318	1974	○		○	○
24	学校校舎	河辺小学校校舎	河辺町5-24	RC造	4階	6,897	1971	○		○	○
25	学校校舎	新町小学校校舎	新町5-21-1	RC造	4階	6,193	1973	○		○	○
26	学校校舎	霞台小学校校舎	新町1-35-1	RC造	3階	6,660	1975	○		○	○
27	学校校舎	友田小学校校舎	友田町5-332	RC造	3階	4,583	1977	○		○	○
28	学校校舎	今井小学校校舎	今井2-947-1	RC造	3階	5,857	1978	○		○	○
29	学校校舎	若草小学校校舎	新町1-15-1	RC造	3階	6,312	1978	○		○	○

番号	用途	施設名称	所在地	構造区分(造)	階数(階)	延床面積(m ²)	建設年度(年)	防災上重要な施設	新耐震基準	旧耐震基準	旧耐震基準のうち耐震性有
30	学校校舎	藤橋小学校校舎	藤橋3-13-1	RC造	4階	5,031	1983	○	○		
31	学校校舎	吹上小学校校舎	吹上176-1	RC造	3階	4,994	1984	○	○		
32	学校校舎	第一中学校校舎	裏宿町615	RC造	4階	6,920	1968	○		○	○
33	学校校舎	第二中学校校舎	千ヶ瀬町2-155	RC造	4階	8,140	1970	○		○	○
34	学校校舎	第三中学校校舎	大門2-301	RC造	3階	7,175	1969	○		○	○
35	学校校舎	西中学校校舎	梅郷6-1460-1	RC造	4階	6,307	1973	○		○	○
36	学校校舎	第六中学校校舎	小曾木4-2040	RC造	4階	4,526	1977	○		○	○
37	学校校舎	第七中学校校舎	成木4-544-2	RC造	4階	3,670	1976	○		○	○
38	学校校舎	霞台中学校校舎	師岡町4-6-1	RC造	4階	6,718	1974	○		○	○
39	学校校舎	吹上中学校校舎	吹上1	RC造	4階	6,585	1980	○		○	○
40	学校校舎	新町中学校校舎	新町5-20-1	RC造	3階	7,065	1981	○		○	○
41	学校校舎	泉中学校校舎	新町1-37	RC造	3階	7,544	1983	○	○		
42	学校体育館	第一小学校体育館	本町223	鉄骨造	2階	1,202	1971	○		○	○
43	学校体育館	第二小学校体育館	長淵4-437	RC造	4階	1,826	2002	○	○		
44	学校体育館	第七小学校体育館	小曾木3-1880-1	鉄骨造	2階	1,135	1993	○	○		
45	学校体育館	成木小学校体育館	成木3-423-1	鉄骨造	2階	1,085	1998	○	○		
46	学校体育館	若草小学校体育館	新町1-15-1	鉄骨造	2階	1,034	1978	○		○	○
47	学校体育館	吹上小学校体育館	吹上176-1	鉄骨造	2階	1,051	1984	○	○		

番号	用途	施設名称	所在地	構造区分(造)	階数(階)	延床面積(m ²)	建設年度(年)	防災上重要な施設	新耐震基準	旧耐震基準	旧耐震基準のうち耐震性有
48	学校体育館	第一中学校体育館	裏宿町615	鉄骨造	2階	1,168	1968	○		○	○
49	学校体育館	第一中学校格技棟	裏宿町615	RC造	3階	1,144	1994	○	○		
50	学校体育館	第二中学校体育館	千ヶ瀬町2-155	RC造	3階	1,363	1984	○	○		
51	学校体育館	第三中学校体育館	大門2-301	鉄骨造	1階	1,174	2015	○	○		
52	学校体育館	西中学校体育館	梅郷6-1460-1	鉄骨造	1階	1,027	1978	○		○	○
53	学校体育館	霞台中学校体育館	師岡町4-6-1	鉄骨造	2階	1,035	1974	○		○	○
54	学校体育館	新町中学校体育館	新町5-20-1	鉄骨造	2階	1,120	1981	○		○	○
55	学校体育館	泉中学校体育館	新町1-37	鉄骨造	2階	1,055	1983	○	○		
56	福祉施設	自立センター就労棟	今井5-2434	RC造	3階	1,767	1987	○	○		
57	福祉施設	自立センター生活棟	今井5-2434	RC造	2階	1,524	1989	○	○		
58	その他	旧沢井中継ポンプ場	沢井2-727-1	RC造	3階	1,052	1996	○	○		

(3) 市営住宅

令和7(2025)年現在、市内には23団地の市営住宅があり、このうち、耐震性を有する市営住宅は19団地、耐震化は82.6パーセントとなっている。

表3-3 市営住宅等の耐震化の現状

(単位：団地)

区分	昭和56年5月以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物	団地(合計)	耐震性を有する団地	耐震化率
	総数	耐震性有	耐震性無				
	a=b+c	b	c	d	e=a+d	f=b+d	g=f/e
市営住宅	15	11	4	8	23	19	82.6%

※耐震性が不十分な市営住宅は、用途廃止予定。

表3-4 市営住宅一覧表(参考)

番号	市営住宅名	所在地	建設年度	階数	床面積	耐震診断	補強設計	耐震改修
1	畑中第2	畑中 2-256-1	昭和 37年	2	435.24	平成20 年度	実施済	未実施
2	畑中第3	畑中 2-228-1	昭和 37年	2	509.12	平成20 年度	実施済	未実施
3	千ヶ瀬第2	千ヶ瀬町 1-25-1	昭和 38年	2	864.00	平成20 年度	実施済	未実施
4	千ヶ瀬第3	千ヶ瀬町 1-105	昭和 39年	4	1,486.00	平成20 年度	平成28 年度	平成29・30年度 実施済
5	大門第5	大門 1-376	昭和 40年	4	2,133.70	平成20 年度	平成25 年度	平成27年度 実施済
6	大門第6	大門 1-376	昭和 41年	4	2,726.04	平成20 年度	平成 24・25 年度	平成27年度 実施済
7	河辺第1	河辺町 6-14-4	昭和 42年	4	1,845.52	平成12 年度	平成20 年度	平成21年度 実施済
8	長淵第4	長淵 1-1029	昭和 43年	4	1,824.36	平成20 年度	平成 26・27 年度	平成28年度 実施済
9	富岡第1	富岡 3-1172	昭和 44年	4	1,605.50	平成19 年度	平成24 年度	未実施
10	富岡第2	富岡 3-1172	昭和 44年	4	1,831.72	平成12 年度	平成22 年度	平成23年度
11	河辺第2	河辺町 6-14-4	昭和 45年	4	1,825.40	平成12 年度	平成21 年度	平成22年度
12	藤橋第1	藤橋 1-408-1	昭和 48年	3	1,469.15	平成19 年度	平成23 年度	平成24年度
13	藤橋第2	藤橋 1-408-1	昭和 49年	3	964.11	平成19 年度	平成23 年度	平成24年度
14	大門第7	大門 1-407-1	昭和 52年	2	721.06	平成19 年度	耐震性 あり	—

番号	市営住宅名	所在地	建設年度	階数	床面積	耐震診断	補強設計	耐震改修
15	柚木	柚木町 3-621-1	昭和 53年	2	631.34	平成19 年度	耐震性 あり	—
16	裏宿 (1号棟)	裏宿 711-1	昭和 61年	5	2,165.75			
	裏宿 (2号棟)	裏宿町 711-1	昭和 61年	5	1,275.35			
17	畑中第1 (1号棟)	畑中 2-256-1	昭和 62年	3	1,115.46			
	畑中第1 (1号棟)	畑中 2-256-1	平成 元年	3	1,076.00			
	畑中第1 (2号棟)	畑中 2-256-1	平成 元年	3	1,015.00			
18	千ヶ瀬第1	千ヶ瀬町 1-44-5	平成 元年	2	1,026.00			
19	日向和田 (1号棟)	日向和田 1-253	平成 3年	3	1,426.77			
	日向和田 (2号棟)	日向和田 1-253	平成 3年	3	673.47			
20	和田第1 (1号棟)	和田町 2-268-1	平成 3年	3	1,130.10			
	和田第1 (2号棟)	和田町 2-268-1	平成 3年	2	438.28			
21	吹上	吹上 280	平成 4年	2	919.82			
22	駒木 (1号棟)	駒木町 2-446-2	平成 6年	3	1,327.12			
	駒木 (2号棟)	駒木町 2-446-2	平成 6年	3	1,284.07			
23	友田	友田町 5-299	平成 8年	3	1,625.25			

資料4 本市の耐震化に関する取組実績

(1) 木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業の実績

本市は、青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱にもとづき、木造住宅の耐震診断を実施する方に対して、その費用の一部を補助している。

さらに、木造住宅の耐震改修を実施する方に対しては、青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱にもとづき、その費用の一部を補助している。

令和6(2024)年度までの事業実績は以下のとおりである。

表4-1 木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業の実績

年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
耐震診断	11件	19件	21件	12件	3件	8件	6件	5件	1件	4件	9件	9件	6件	18件
耐震改修	4件	10件	11件	3件	4件	4件	4件	2件	1件	0件	7件	4件	3件	6件

(2) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

本市は、旧耐震基準木造戸建住宅の所有者に対して、住宅の耐震化にかかる意識啓発および情報提供のDMを送付している。DM配布数、および耐震診断・改修の実績は以下のとおりである。

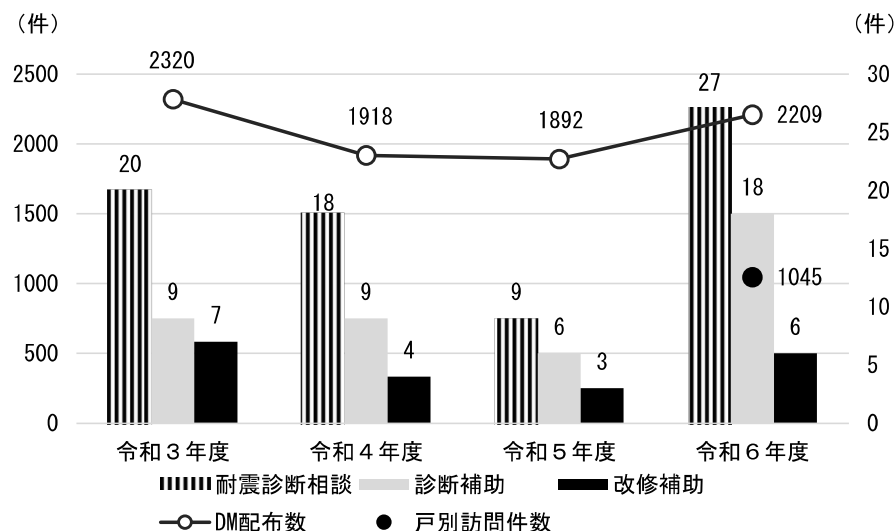


図4-1 住宅の耐震化にかかる意識啓発および情報提供数および耐震化結果
(令和3年度～令和6年度)

また、耐震診断補助実施者に対し、診断終了時に耐震改修補助事業の説明を行っている。

なお、令和6(2024)年には、新たに耐震セミナー(11月23日、参加者23名)を、総合防災訓練時には耐震パネル展(11月24日、梅郷市民センター体育館、青梅市立西中学校にて)を開催した。

資料5 アンケート調査結果分析

(1) 調査概要

◆調査の目的

市民の住宅に対する今後の意向や、地震に対する認識、市の施策に対する認識を調査し、耐震改修促進計画の改定に係る基礎データとして意向調査を実施した。

◆調査設計

○調査対象者

対象者は下記のとおりとし、それぞれにおいて、1,500世帯を無作為抽出する。

①【旧耐震基準の住宅】

昭和56(1981)年5月31日以前に建築された住宅の所有者

②【新耐震基準の住宅】

本アンケートにおいては昭和56(1981)年6月1日から平成12(2000)年5月31日までに建築された住宅の所有者

○調査方法

郵送による配布、郵送・Web回答による回収

○調査期間

令和7(2025)年7月18日(金)から8月8日(金)まで

◆回収結果

①539世帯(有効回答数525世帯)(回収率35.9パーセント)

②677世帯(有効回答数664世帯)(回収率45.1パーセント)

(2) 調査結果の分析

◆回答者属性について

【旧耐震基準の住宅】

①回答者の年齢

○旧耐震基準の住宅の所有者は60歳以上が9割程度を占めている。令和2(2020)年度調査と比較すると、80歳以上の回答者の割合が上昇している。

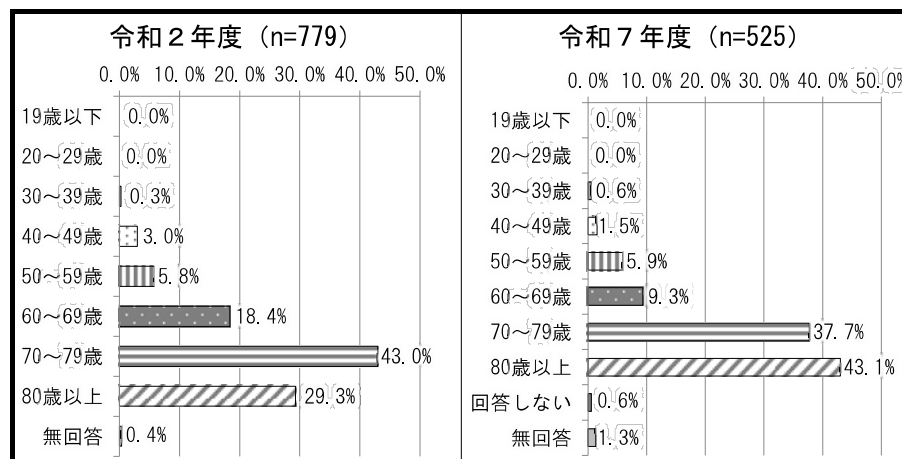


図5-1 所有者の年齢

②所有する住宅の地域

表5-1 所有する住宅の地域

選択肢	件数	比率	選択肢	件数	比率
1. 勝沼	13	2.5%	24. 東青梅	22	4.2%
2. 西分町	0	0.0%	25. 根ヶ布	19	3.6%
3. 住江町	0	0.0%	26. 師岡町	12	2.3%
4. 本町	0	0.0%	27. 新町	71	13.5%
5. 仲町	0	0.0%	28. 末広町	11	2.1%
6. 上町	1	0.2%	29. 河辺町	64	12.2%
7. 森下町	1	0.2%	30. 藤橋	15	2.8%
8. 裏宿町	3	0.6%	31. 今井	41	7.8%
9. 天ヶ瀬町	2	0.4%	32. 畑中	14	2.7%
10. 滝ノ上町	2	0.4%	33. 和田町	2	0.4%
11. 大柳町	2	0.4%	34. 梅郷	11	2.1%
12. 日向和田	11	2.1%	35. 柚木町	10	1.9%
13. 駒木町	12	2.3%	36. 二俣尾	6	1.1%
14. 長淵	27	5.1%	37. 沢井	1	0.2%
15. 友田町	15	2.9%	38. 御岳本町	1	0.2%
16. 千ヶ瀬町	20	3.8%	39. 御岳	3	0.6%
17. 吹上	15	2.9%	40. 御岳山	0	0.0%
18. 野上町	19	3.6%	41. 富岡	2	0.4%
19. 大門	22	4.2%	42. 小曾木	10	1.9%
20. 塩船	3	0.6%	43. 黒沢	6	1.1%
21. 谷野	4	0.7%	44. 成木	9	1.7%
22. 木野下	4	0.7%	無回答	7	1.3%
23. 今寺	12	2.3%			
計				525	100.0%

③世帯

○回答者の世帯は、夫婦のみの世帯が38.7パーセントで最も多く、次いで単身世帯が28.8パーセント、二世帯世帯が24.4パーセントとなっている。

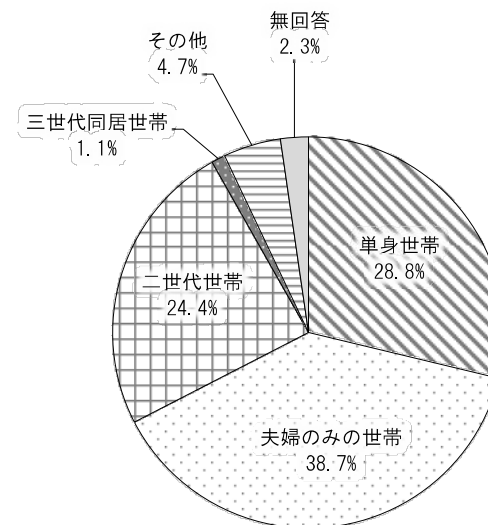


図5-2 世帯の形態 (n=525)

④所有する住宅の種類

○所有する住宅の種類は、自己所有の一戸建住宅が全体の9割以上を占めており、その他は賃貸の一戸建住宅、賃貸マンション・アパート、自己所有の店舗併用住であった。

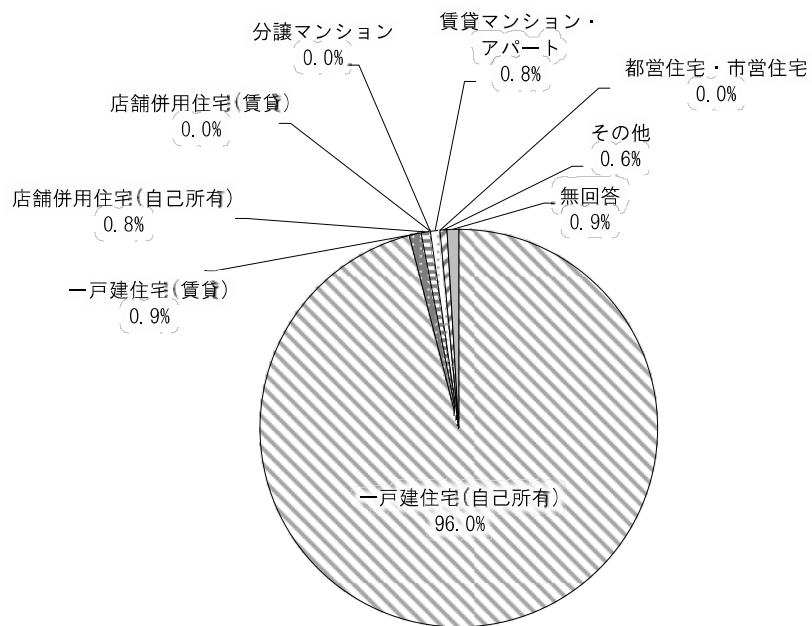


図5-3 所有する住宅の種類 (n=525)

⑤所有する住宅の建築年・建築構造

○回答者の住宅は、木造住宅が9割以上を占めている。

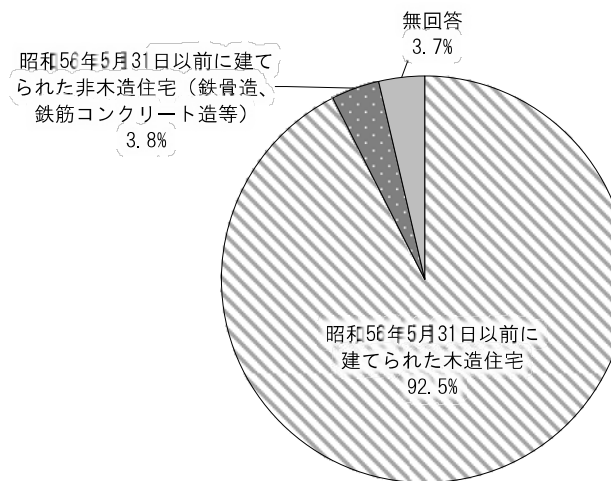


図5-4 建築年・建築構造 (n=522*)

※複数回答により3名を集計除外

⑥所有する住宅の今後の維持管理

○所有する住宅の今後について、リフォームや新築を希望する住宅所有者が全体の16.0パーセントである一方、現状維持を謳う住宅所有者は7割程度を占めている。

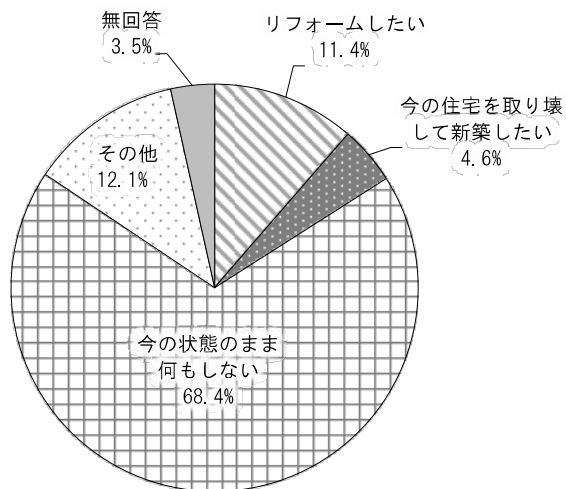


図5-5 所有する住宅の今後の維持管理 (n=519※)

※複数回答により6名を集計除外

⑦所有する住宅の今後の維持管理

○住宅について、継続居住を希望する住宅所有者が8割以上を占め、転居の意向を示す住宅所有者は3.1パーセントであった。

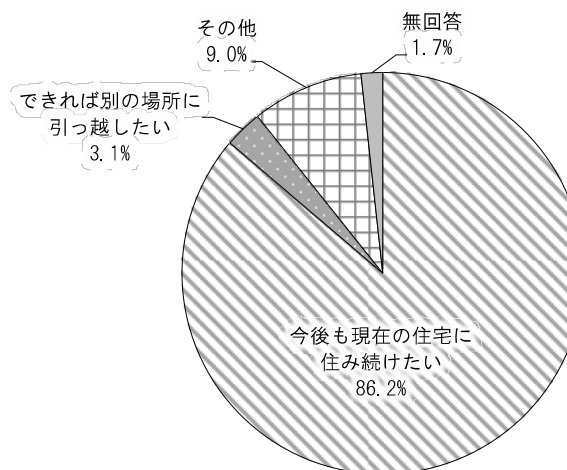


図5-6 所有する住宅の今後の居留意向 (n=523※)

※複数回答により2名を集計除外

【新耐震基準の住宅】

①回答者の年齢

○新耐震基準の住宅の住宅所有者は60歳以上が9割程度を占め、70歳代が最も多い。

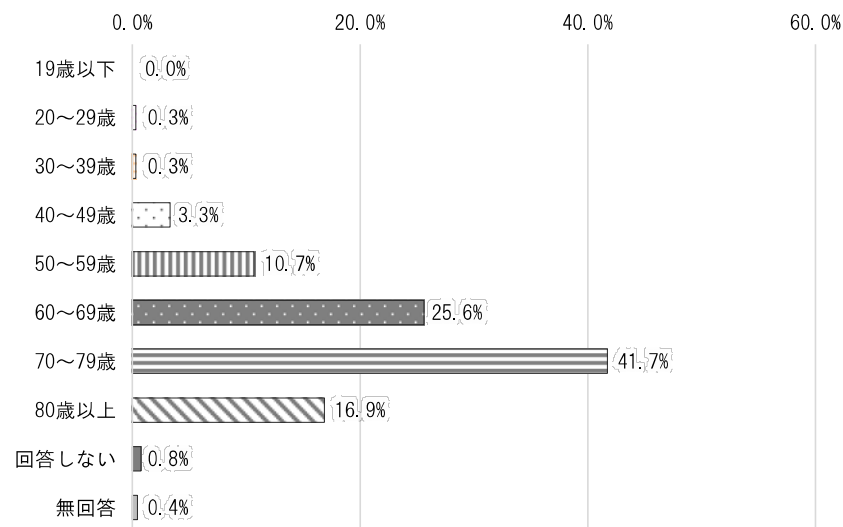


図5-7 所有者の年齢 (n=664)

②所有する住宅の地域

表5-2 所有する住宅の地域

選択肢	件数	比率	選択肢	件数	比率
1. 勝沼	12	1.8%	24. 東青梅	36	5.4%
2. 西分町	3	0.4%	25. 根ヶ布	17	2.6%
3. 住江町	1	0.1%	26. 師岡町	22	3.3%
4. 本町	4	0.6%	27. 新町	104	15.7%
5. 仲町	2	0.3%	28. 末広町	4	0.6%
6. 上町	0	0.0%	29. 河辺町	68	10.3%
7. 森下町	2	0.3%	30. 藤橋	18	2.7%
8. 裏宿町	7	1.1%	31. 今井	29	4.4%
9. 天ヶ瀬町	11	1.7%	32. 畑中	17	2.6%
10. 滝ノ上町	2	0.3%	33. 和田町	9	1.4%
11. 大柳町	5	0.7%	34. 梅郷	13	2.0%
12. 日向和田	9	1.4%	35. 柚木町	8	1.2%
13. 駒木町	13	2.0%	36. 二俣尾	15	2.2%
14. 長淵	49	7.4%	37. 沢井	2	0.3%
15. 友田町	14	2.1%	38. 御岳本町	1	0.1%
16. 千ヶ瀬町	34	5.1%	39. 御岳	0	0.0%
17. 吹上	7	1.1%	40. 御岳山	0	0.0%
18. 野上町	17	2.6%	41. 富岡	1	0.1%
19. 大門	24	3.6%	42. 小曾木	6	0.9%
20. 塩船	6	0.9%	43. 黒沢	10	1.5%
21. 谷野	6	0.9%	44. 成木	10	1.5%
22. 木野下	7	1.1%	無回答	3	0.4%
23. 今寺	35	5.3%			
計				663	100.0%

※複数回答により1名を集計除外

③世帯

○回答者の世帯は、夫婦のみの世帯が39.8パーセントで最も多く、次いで二世帯世帯が30.4パーセント、単身世帯が23.2パーセントとなっている。

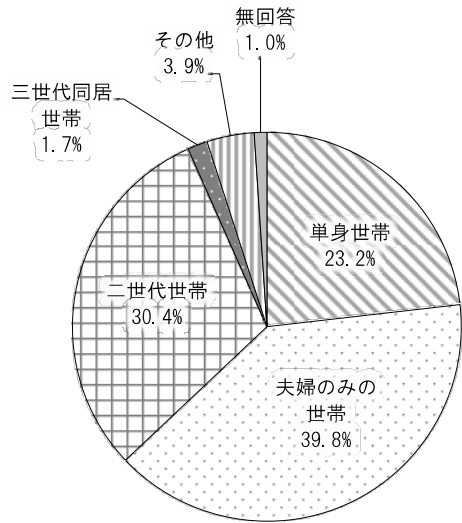


図5-8 世帯の形態 (n=664)

④所有する住宅の種類

○所有する住宅の種類は、自己所有の一戸建住宅が全体の8割以上を占めており、次いで分譲マンションが約1割となっている。その他の住宅形態として、賃貸の一戸建住宅、賃貸マンション・アパート、ならびに自己所有の店舗併用住宅があった。

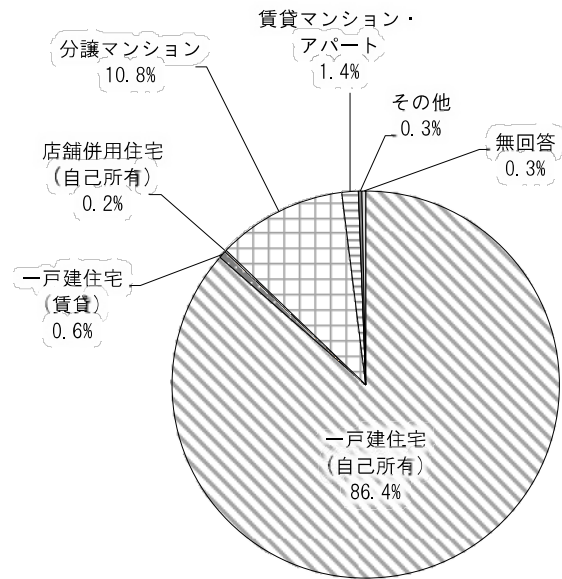


図5-9 所有する住宅の種類 (n=664)

⑤所有する住宅の建築年・建築構造

○所有する住宅は、木造住宅が 75.4 パーセント、非木造住宅が 22.3 パーセントであった。

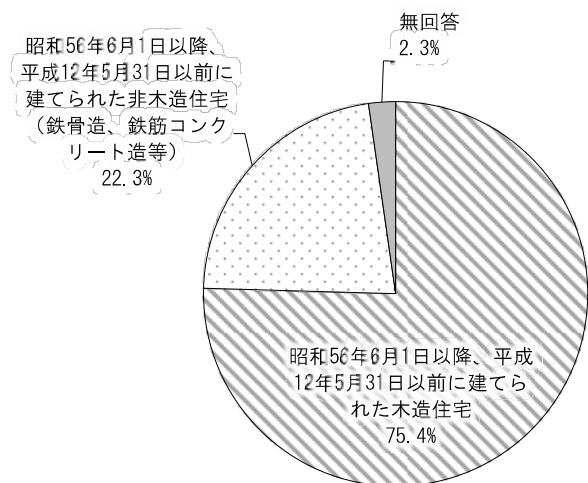


図5-10 建築年・建築構造 (n=664)

⑥所有する住宅の今後の維持管理

○所有する住宅の今後について、リフォームや新築を希望する住宅所有者が全体の 22.2 パーセントを占める一方で、現状の住環境の維持を意向とする住宅所有者が 7 割程度を占めている。

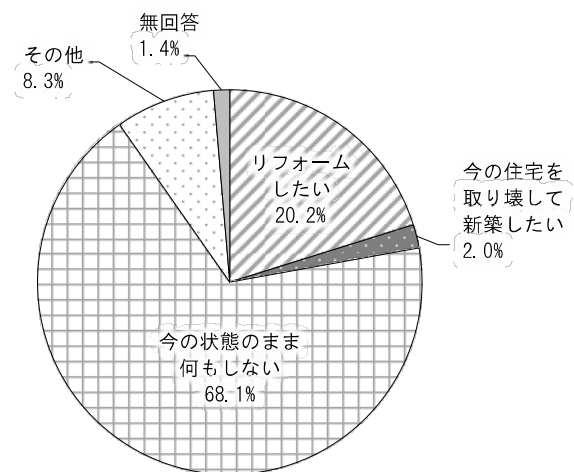


図5-11 所有する住宅の今後の維持管理 (n=659*)

※複数回答により 5 名を集計除外

⑦所有する住宅の今後の居留意向

○住宅について、継続居住を希望する住宅所有者が8割以上を占め、転居の意向を示す住宅所有者は7.1パーセントであった。

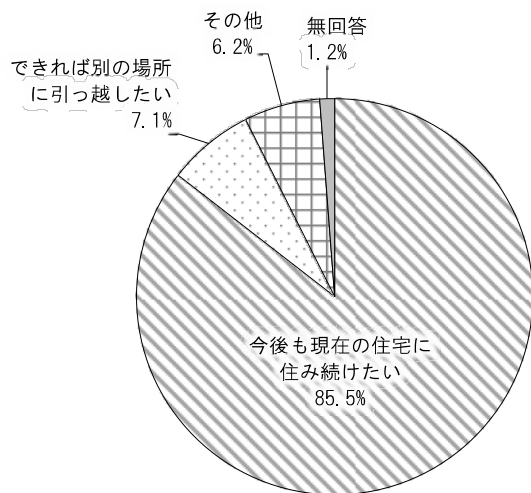


図5-12 所有する住宅の今後の居留意向 (n=662※)

※複数回答により2名を集計除外

◆地震被害について

【旧耐震基準の住宅】

①地震被害に対する不安

○地震被害に対して不安を抱えている住宅所有者は7割以上を占めている。

○令和2(2020)年度調査と比較すると、大きな変動はない。

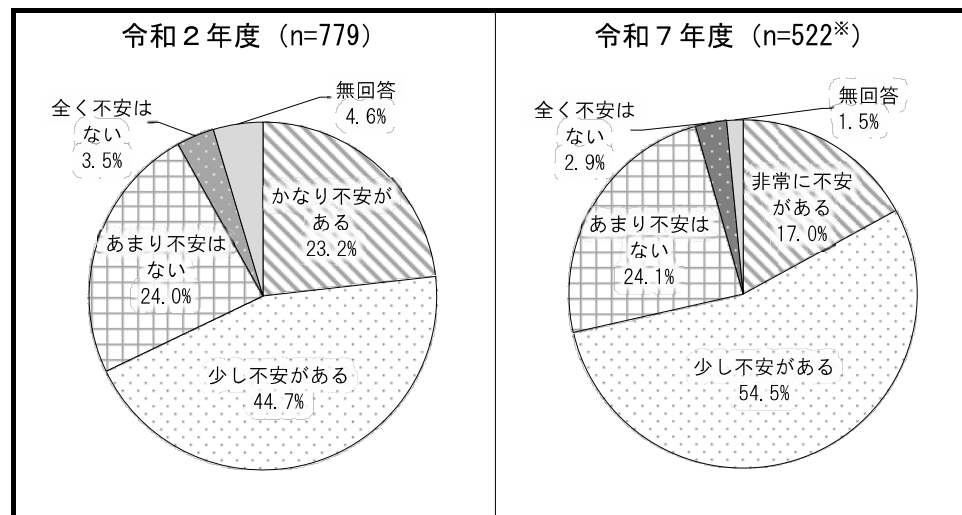


図5-13 地震被害に対する不安

※複数回答により3名を集計除外

②地震被害に対する不安の理由

○地震被害に対する不安の理由は「住宅の老朽化」が43.7パーセントで最も多く、次いで、「大地震の被害は避けられない」が42.2パーセントである。

○令和2(2020)年度調査と比較すると、地震被害に対する不安の理由に大きな変動はない。

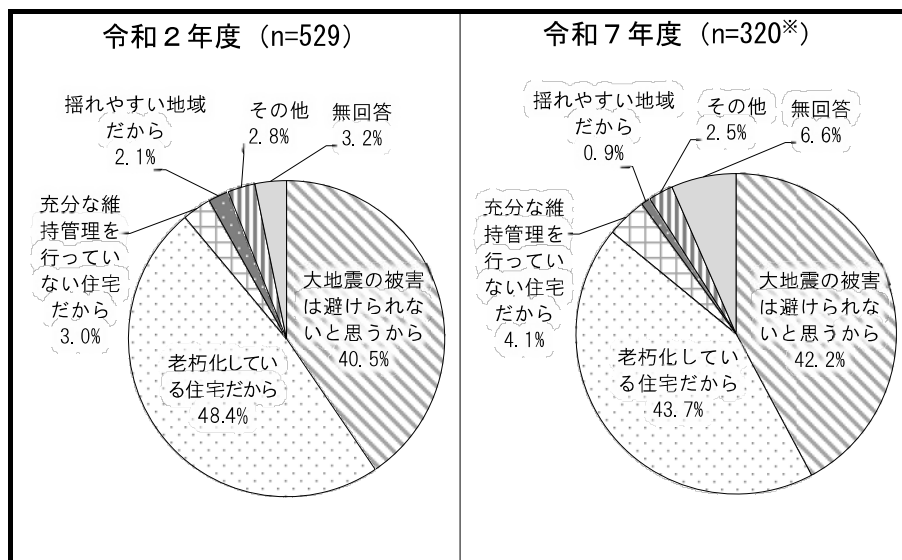


図5-14 地震に対する不安の理由

※複数回答により53名を集計除外

【新耐震基準の住宅】

①地震被害に対する不安

○地震被害に不安を感じている住宅所有者は6割以上を占めている。

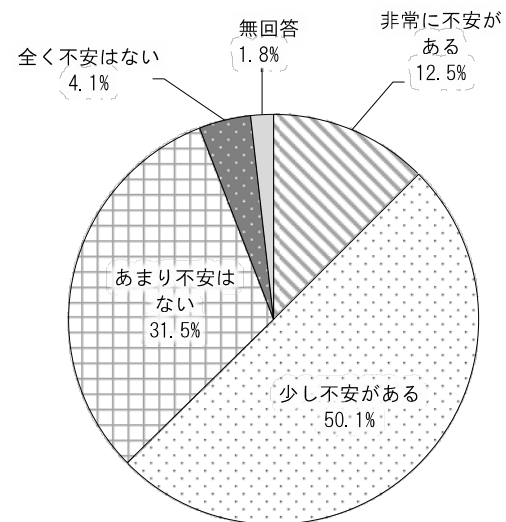


図5-15 地震被害に対する不安 (n=664)

②地震被害に対する不安の理由

○①で不安と回答した住宅所有者が地震に対して不安を抱える理由は、「大地震の被害は避けられないと思う」が58.2パーセントで最も多く、次いで、「老朽化している住宅だから」が23.9パーセントと多い。

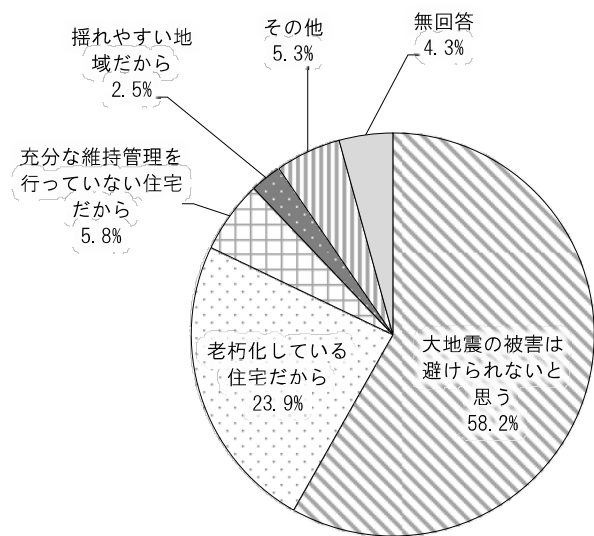


図5-16 地震被害に対する不安の理由 (n=397※)

※複数回答により19名を集計除外

◆耐震診断・耐震改修について

【旧耐震基準の住宅】

①耐震診断の認知度

○耐震診断の認知度は、耐震診断の名前を知っている住宅所有者が9割程度を占めているが、耐震診断の概要を知らない住宅所有者が7割以上存在している。

○令和2(2020)年度調査と比較すると、耐震診断の概要を知っている住宅所有者の割合がやや増加している。

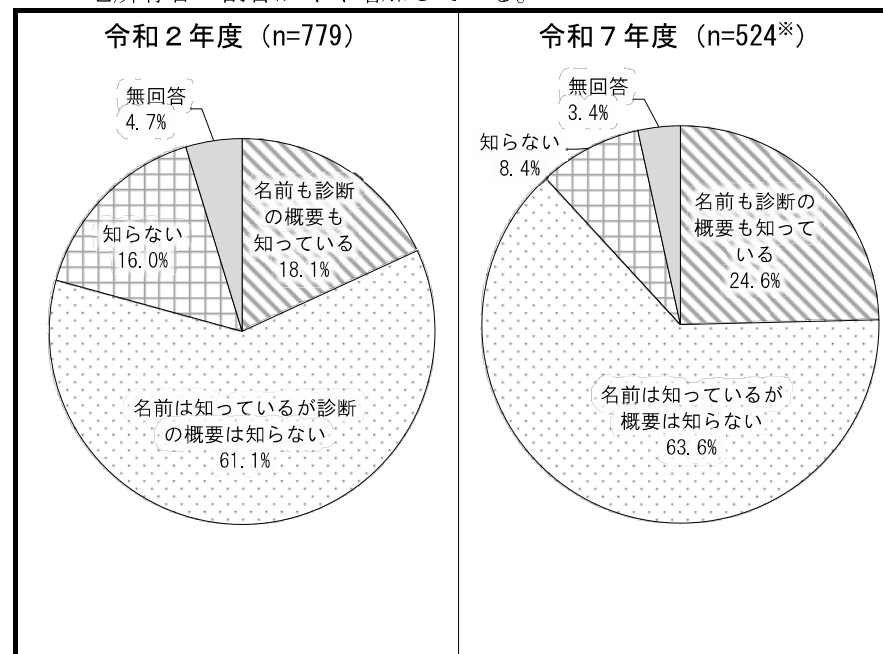


図5-17 耐震診断の認知度

※複数回答により1名を集計除外

②耐震改修の認知度

- 耐震改修の認知度は、耐震改修の名前を知っている住宅所有者が8割以上を占めているが、耐震改修の概要を知らない住宅所有者が7割以上存在している。
- 令和2(2020)年度調査と比較すると、耐震改修の概要を知っている住宅所有者の割合に大きな変動はない。

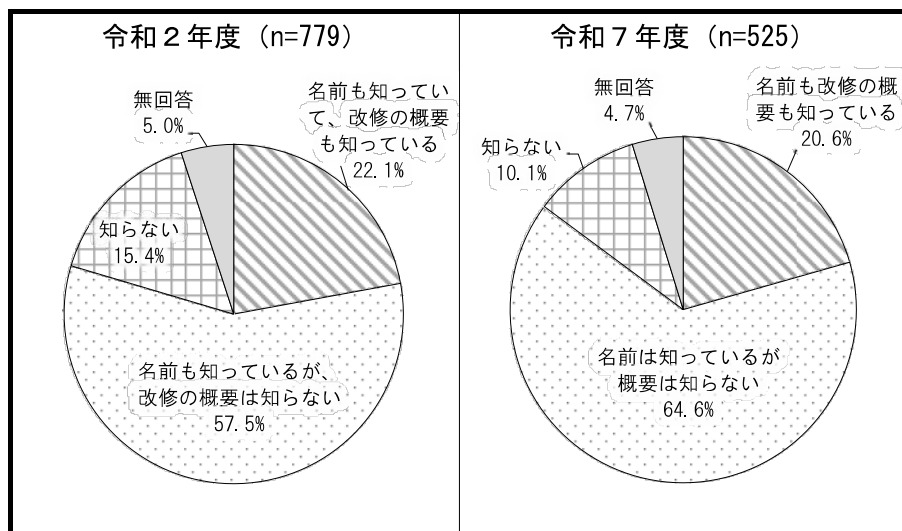


図5-18 耐震改修の認知度

③耐震診断・耐震改修に係る費用の一部を補助する事業の認知度

- 耐震診断・耐震改修費用の補助事業は約半数の住宅所有者が認知している。
- 令和2(2020)年度調査と比較すると、事業を認知している住宅所有者の割合が増加している。

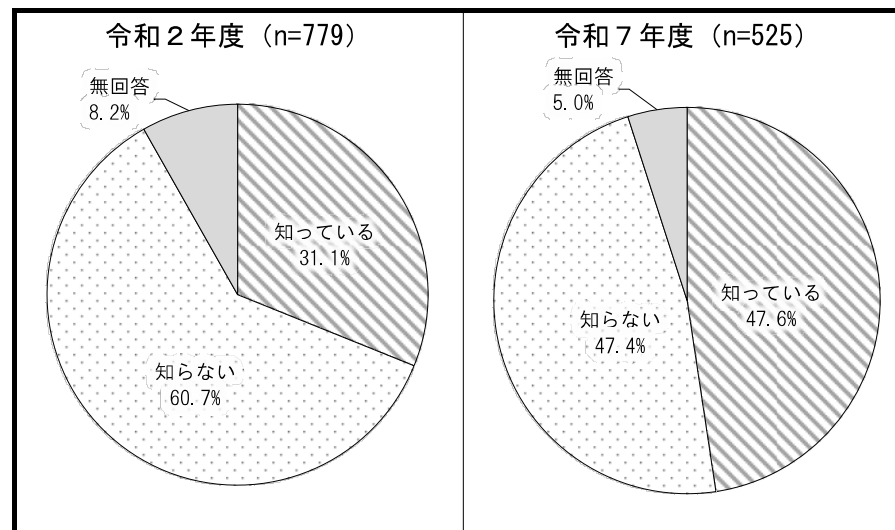


図5-19 耐震診断・耐震改修に係る費用の一部を補助する事業の認知度

④補助事業を知ったきっかけ

○補助事業を知ったきっかけとしては、「広報おうめ」が66.2パーセントと最も多く、次いで「市のパンフレット」が14.0パーセント、「市のホームページ」が9.0パーセントであった。

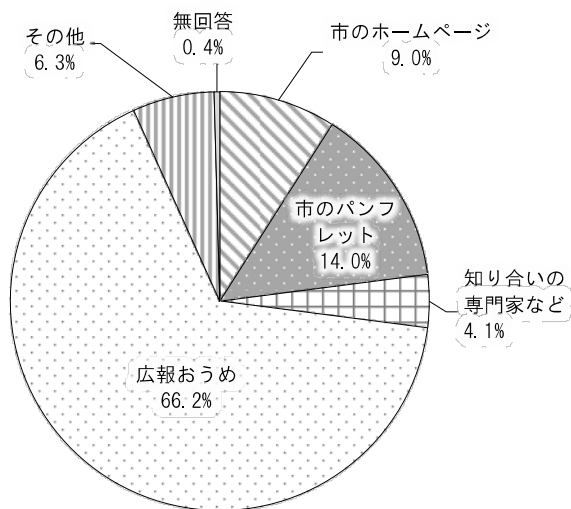


図5-20 補助事業を知ったきっかけ (n=222*)

※複数回答により28名を集計除外

【新耐震基準の住宅】

①耐震診断の認知度

○耐震診断の認知度は、耐震診断の名前を知っている住宅所有者が9割程度を占めているが、耐震診断の概要を知らない住宅所有者が7割以上存在している。

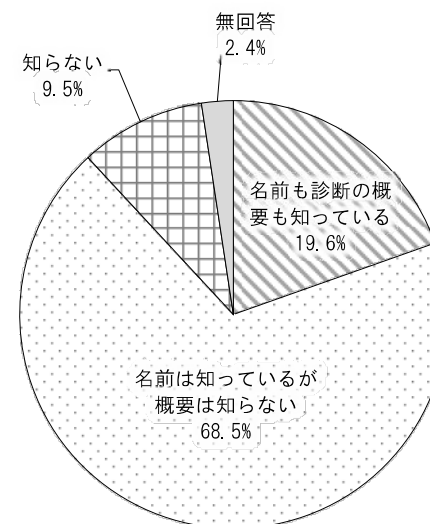


図5-21 耐震診断の認知度 (n=664)

②耐震改修の認知度

○耐震改修の認知度は、耐震改修の名前を知っている住宅所有者が8割以上を占めているが、耐震改修の概要を知らない住宅所有者が7割以上存在している。

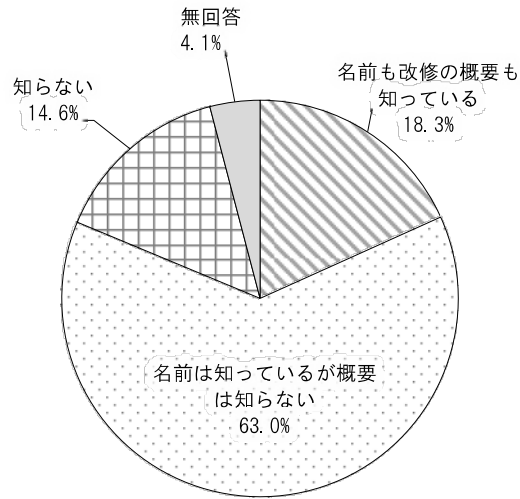


図5-22 耐震改修の認知度 (n=663※)

※複数回答により1名を集計除外

◆耐震診断・耐震改修に関する意識について

【旧耐震基準の住宅】

①耐震改修による地震被害を防ぐ可能性

○耐震改修によって地震被害を防ぐ可能性について、「かなり思う」、「少し思う」と回答した所有者は8割以上を占めている。

○令和2(2020)年度調査と比較すると、「かなり思う」、「少し思う」と回答した所有者の割合は増加している。

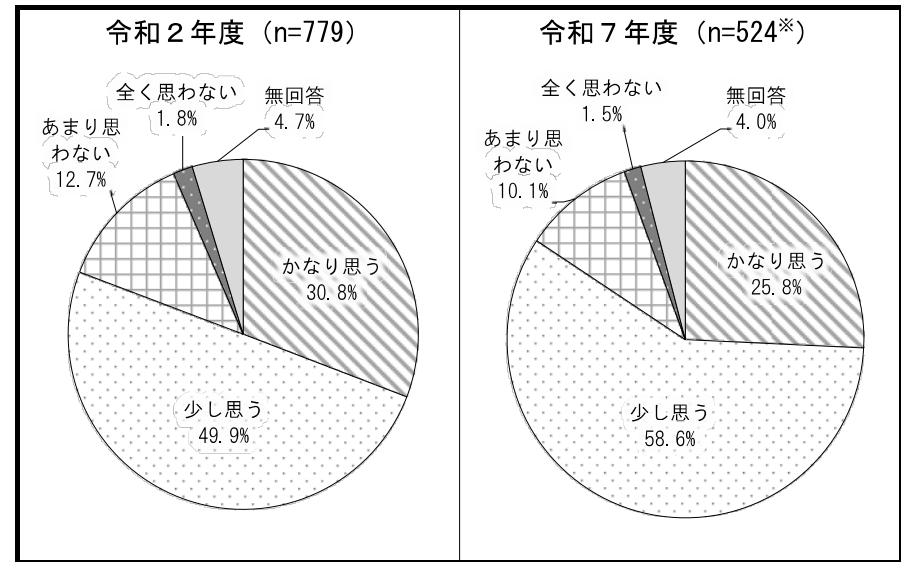


図5-23 耐震改修によって地震被害を防ぐ可能性

※複数回答により1名を集計除外

②耐震改修にかけられる費用（自己負担額）

○耐震改修にかけられる費用が、50万円未満の住宅所有者が26.9パーセントと最も多く、次いで50～100万円が24.0パーセント、100～200万円が15.8パーセントであった。

○令和2（2020）年度調査と比較すると、耐震改修に100万円以上をかけられる住宅所有者の割合は増加している。

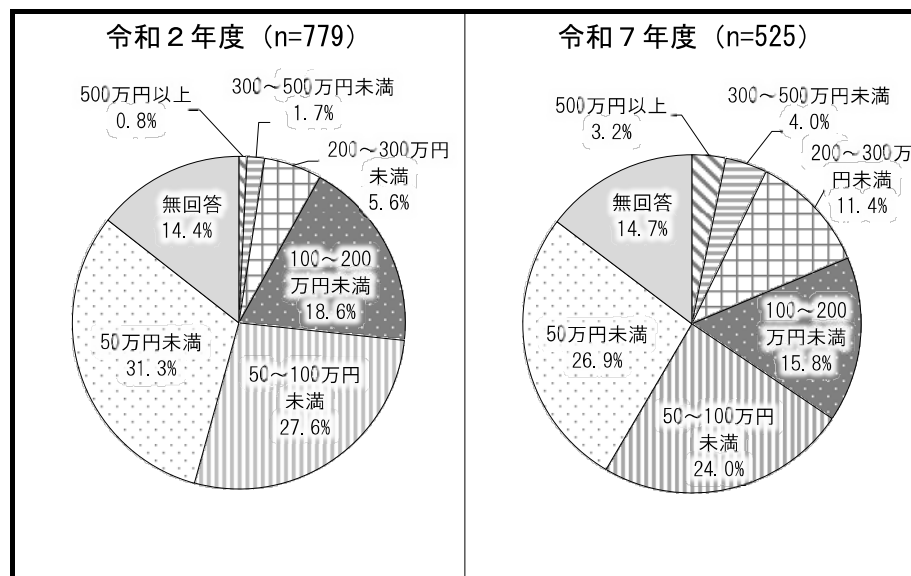


図5-24 耐震改修にかけられる費用（自己負担額）

【新耐震基準の住宅】

①耐震改修による地震被害を防ぐ可能性

○耐震改修による地震被害を防ぐ可能性について、「防ぐと思う」と回答した住宅所有者は8割以上を占めている。

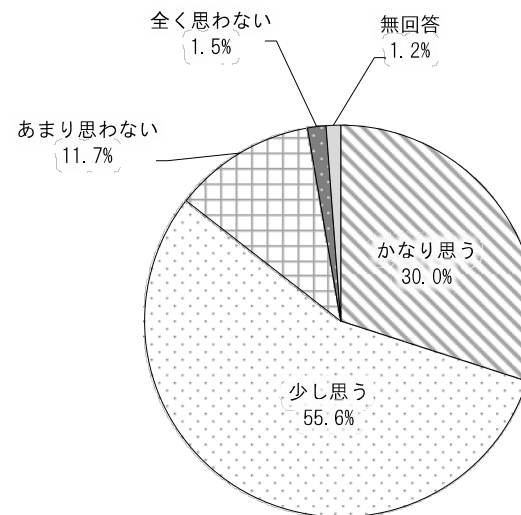


図5-25 耐震改修による地震被害を防ぐ可能性（n=664）

②耐震改修にかけられる費用（自己負担額）

○耐震改修にかけられる費用が、50万円未満の住宅所有者が27.7パーセントと最も多く、次いで50～100万円が26.2パーセント、100～200万円が19.4パーセントであった。

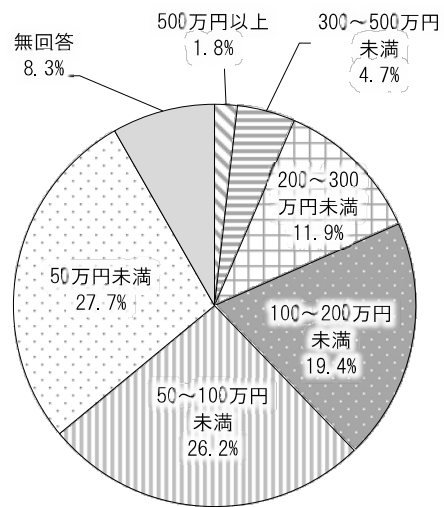


図5-26 耐震改修にかけられる費用（自己負担額）(n=664)

◆耐震診断・耐震改修を行う環境について

【旧耐震基準の住宅】

①耐震診断や耐震改修を行う際、信頼して相談できる専門家の有無

○信頼して相談できる専門家がいると回答した住宅所有者は15.8パーセントであり、令和2（2020）年度調査と比較するとその割合は減少している。

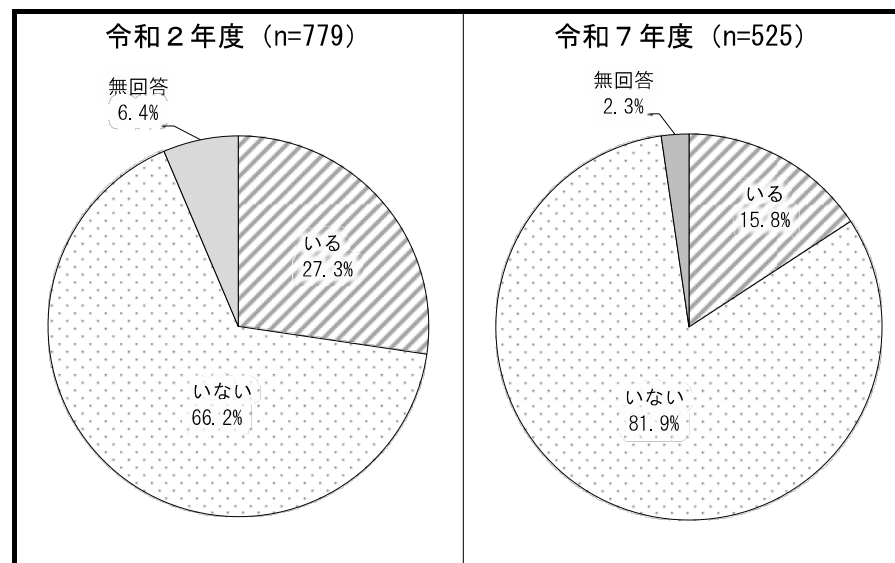


図5-27 耐震診断や耐震改修を行う際、信頼して相談できる専門家の有無

②耐震改修業者等に関する不信感

○耐震改修事業者に対して不信感があると回答した住宅所有者は8割程度にのぼり、令和2(2020)年度調査と比較するとその割合は増加している。

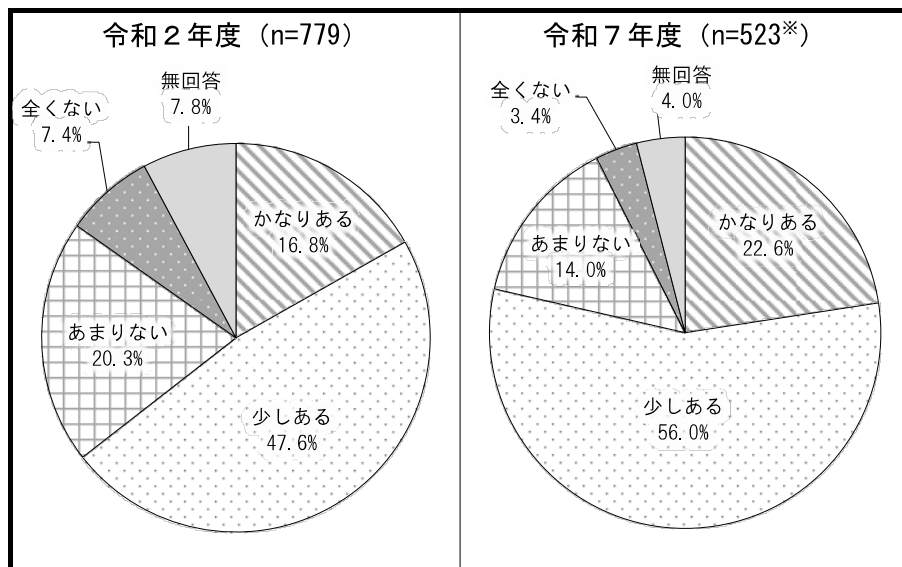


図5-28 耐震改修業者等に関する不信感

※複数回答により2名を集計除外

③都の建築事務所の登録・公表制度の活用

○建築事務所の登録・公表制度を活用したいと思う住宅所有者は6割程度存在しており、令和2(2020)年度調査と比較すると、その割合は増加している。

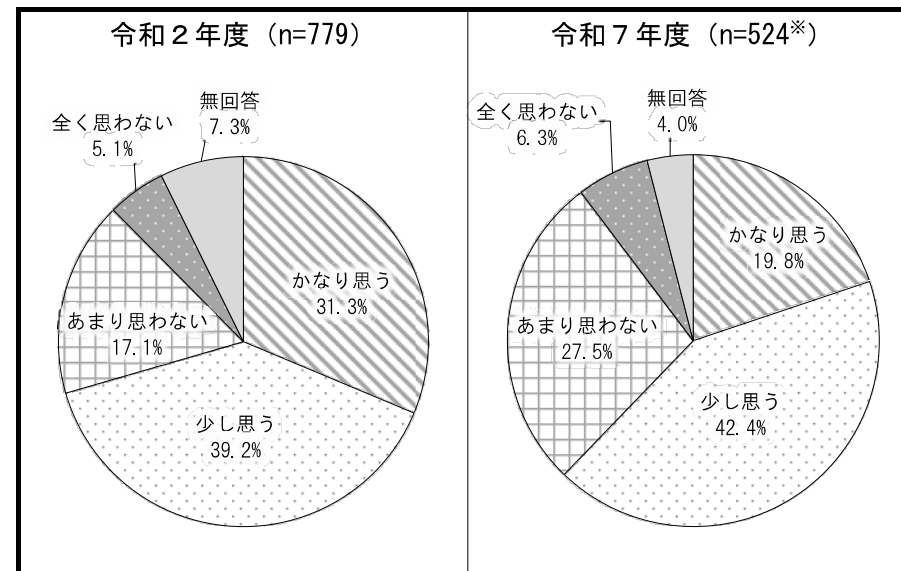


図5-29 都の建築事務所の登録・公表制度の活用

※複数回答により1名を集計除外

【新耐震基準の住宅】

①耐震診断や耐震改修を行う際、信頼して相談できる専門家の有無

○信頼して相談できる専門家がいる住宅所有者は17.9パーセントであった。

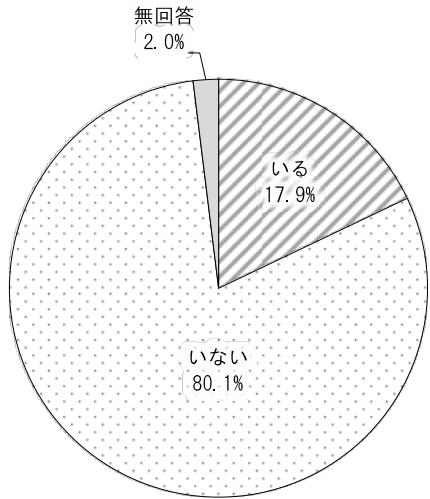


図5-30 耐震診断や耐震改修を行う際、信頼して相談できる専門家の有無 (n=664)

②耐震改修業者等に関する不信感

○耐震改修事業者に対する不信感があると感じている住宅所有者は、8割以上を占めている。

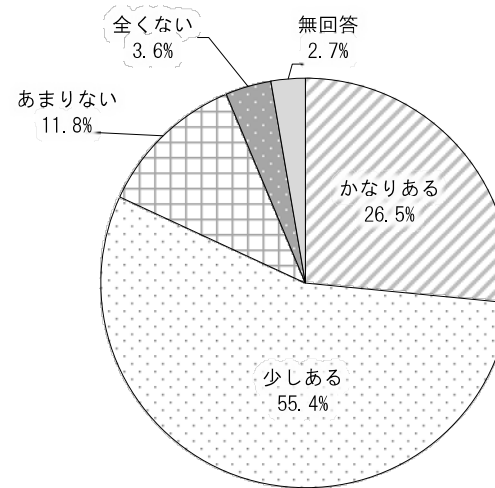


図5-31 耐震改修業者等に関する不信感 (n=663*)

※複数回答により1名を集計除外

③都の建築事務所の登録・公表制度の活用

○建築事務所の登録・公表制度を活用したいと思う住宅所有者は6割以上存在している。

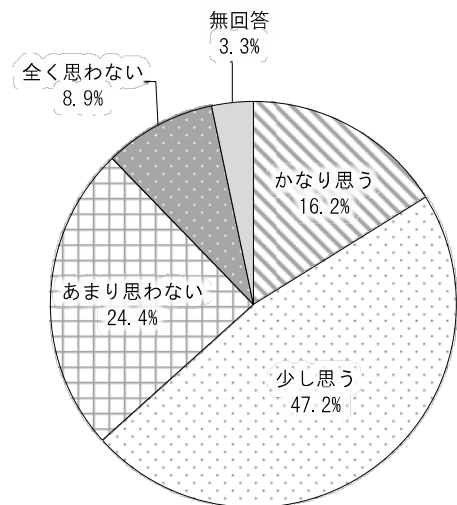


図5-32 都の建築事務所の登録・公表制度の活用 (n=663※)

※複数回答により1名を集計除外

◆耐震診断・耐震改修の実施について

【旧耐震基準の住宅】

〈耐震診断について〉

①耐震診断の実施状況

○耐震診断を実施した住宅所有者は5.9パーセント、今後実施予定の住宅所有者は4.0パーセントであった。

○令和2(2020)年度調査と比較すると、耐震診断実施(予定)者の割合は減少している。

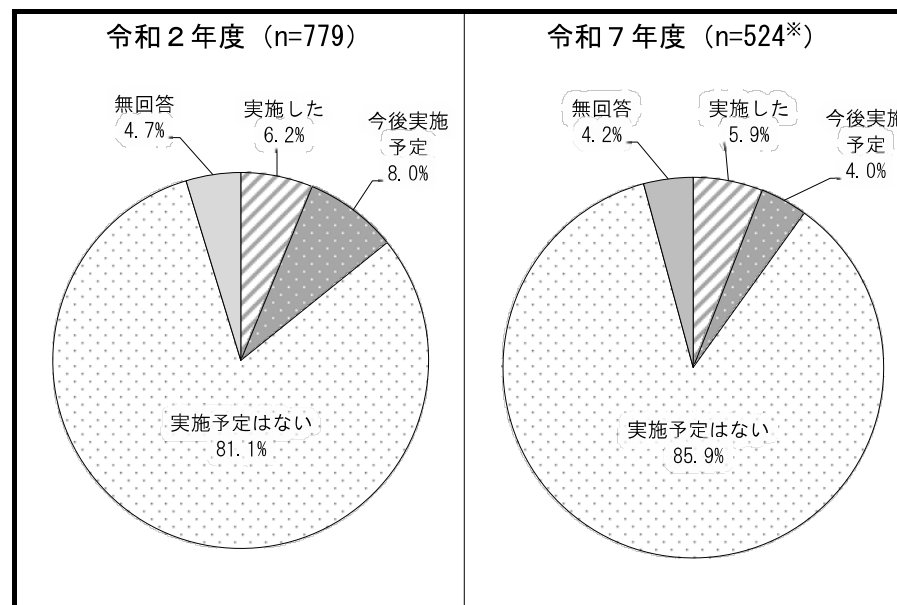


図5-33 耐震診断の実施状況

※複数回答により1名を集計除外

②耐震診断を実施した理由

○耐震診断を実施した理由は、「地震に対して不安だったから」が54.8パーセントと最も多く、次いで、「リフォーム工事があったから」が35.5パーセント、「診断費用を補助してくれる制度があったから」が19.4パーセントであった。

○令和2(2020)年度調査と比較すると、特に診断費用の補助制度を理由に耐震診断を実施した住宅所有者の割合が増加している一方、専門家や業者に勧められて実施した住宅所有者の割合が減少している。

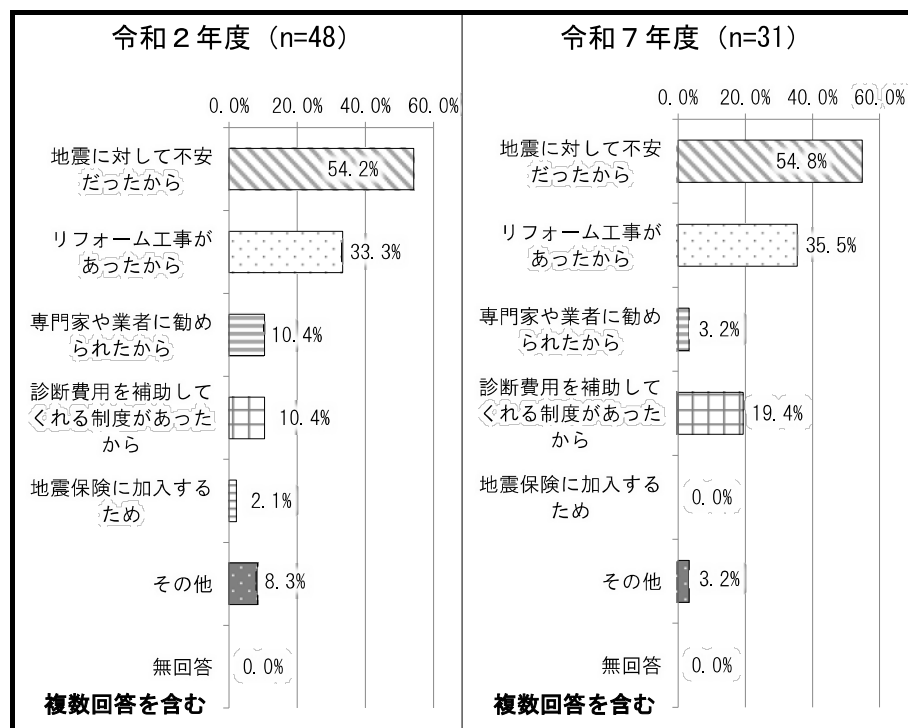


図5-34 耐震診断を実施した理由

③実施した際の補助制度等の利用

○耐震診断にあたって、市の補助制度を活用した住宅所有者の割合は54.8パーセントであり、令和2(2020)年度調査と比較すると、その割合は大幅に増加している。

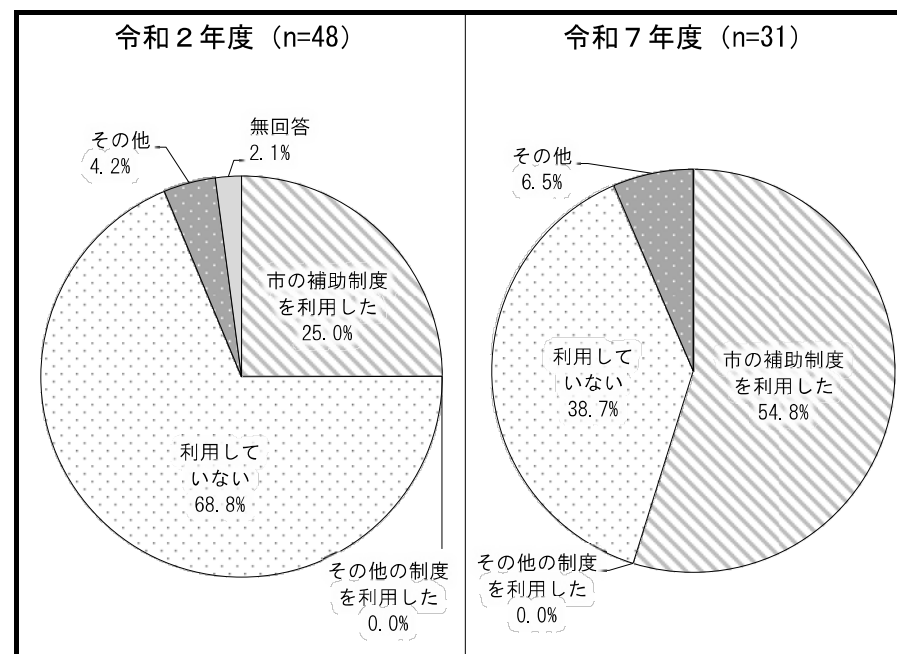


図5-35 実施した際の補助制度等の利用

④耐震診断を実施しない理由

○耐震診断を実施しない理由は、「改修費用の負担が大きい」が48.4パーセントと最も多く、次いで、「耐震診断費用の負担」が26.0パーセント、「安全な建物だと思う」が9.3パーセントであった。

○令和2(2020)年度調査と比較すると、安全な建物だと思っているために耐震化を実施していない住宅所有者の割合、診断費用の負担を懸念している住宅所有者の割合等が減少している。

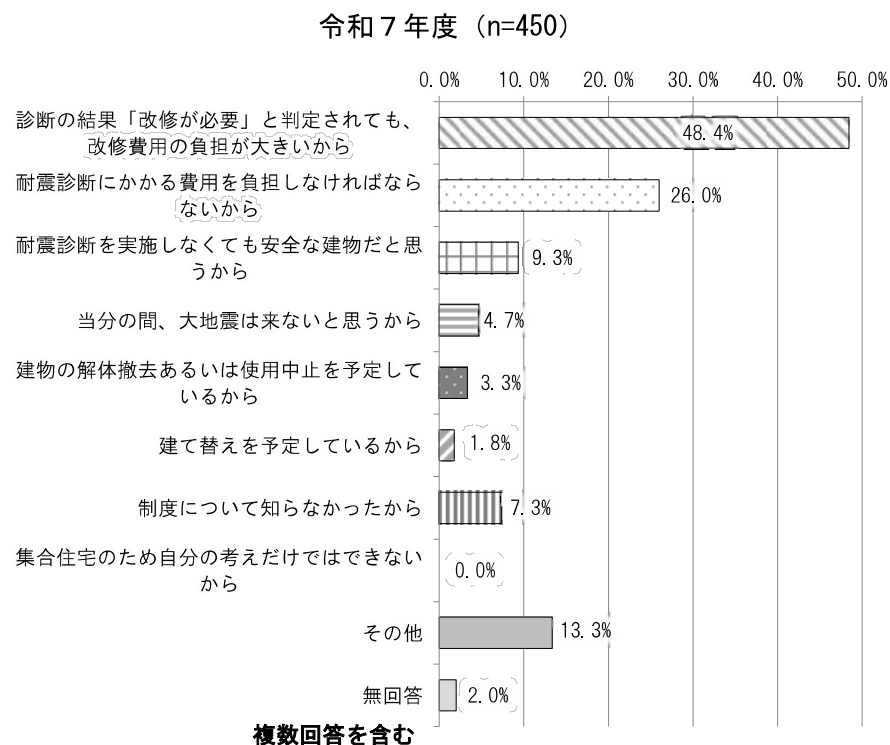
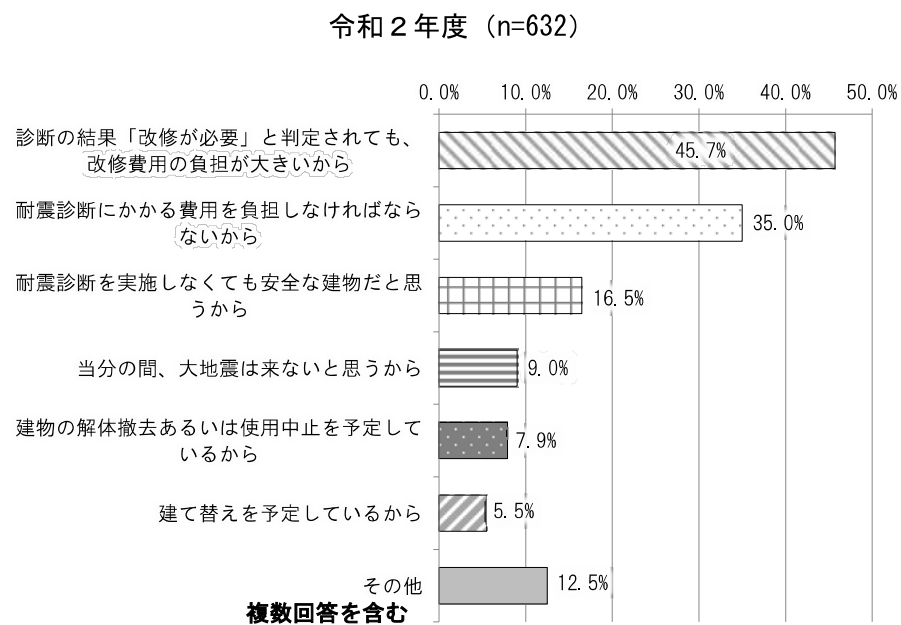


図5-36 耐震診断を実施しない理由

〈 耐震改修について 〉

⑤耐震改修の実施状況

- 耐震改修を実施している住宅所有者は 6.1 パーセント、今後実施を予定している住宅所有者は 3.6 パーセントであった。
- 令和 2 (2020) 年度調査と比較すると、耐震改修を実施しない所有者の割合はあまり変化していない。

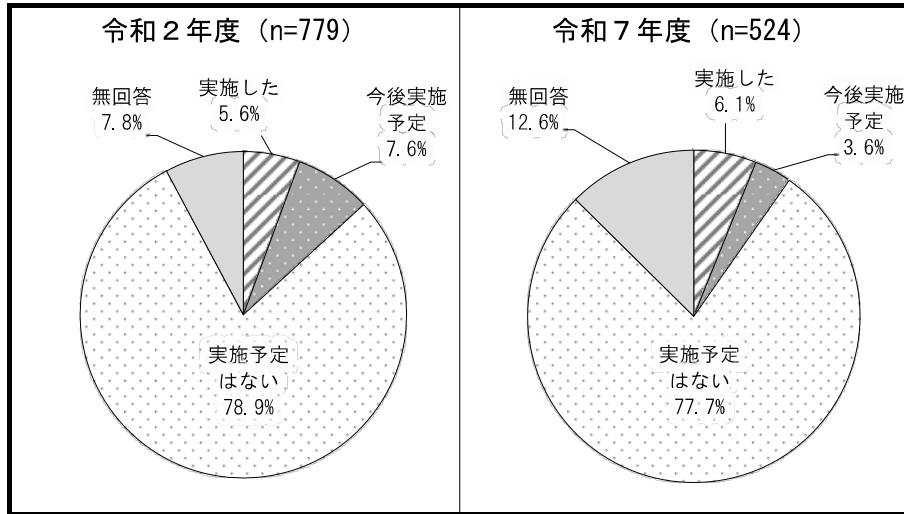


図 5-37 耐震改修の実施状況

※複数回答により 1 名を集計除外

⑥耐震改修を実施した理由

- 耐震改修を実施した理由は「リフォーム工事があったから」が 50.0 パーセントと最も多く、「地震に対して不安だったから」が 37.5 パーセント、「老朽化が進んでいるから」が 21.9 パーセントであった。
- 令和 2 (2020) 年度調査と比較すると、地震に対する不安や、老朽化の進行、リフォームに合わせて耐震化を実施した住宅所有者の割合が増加している。

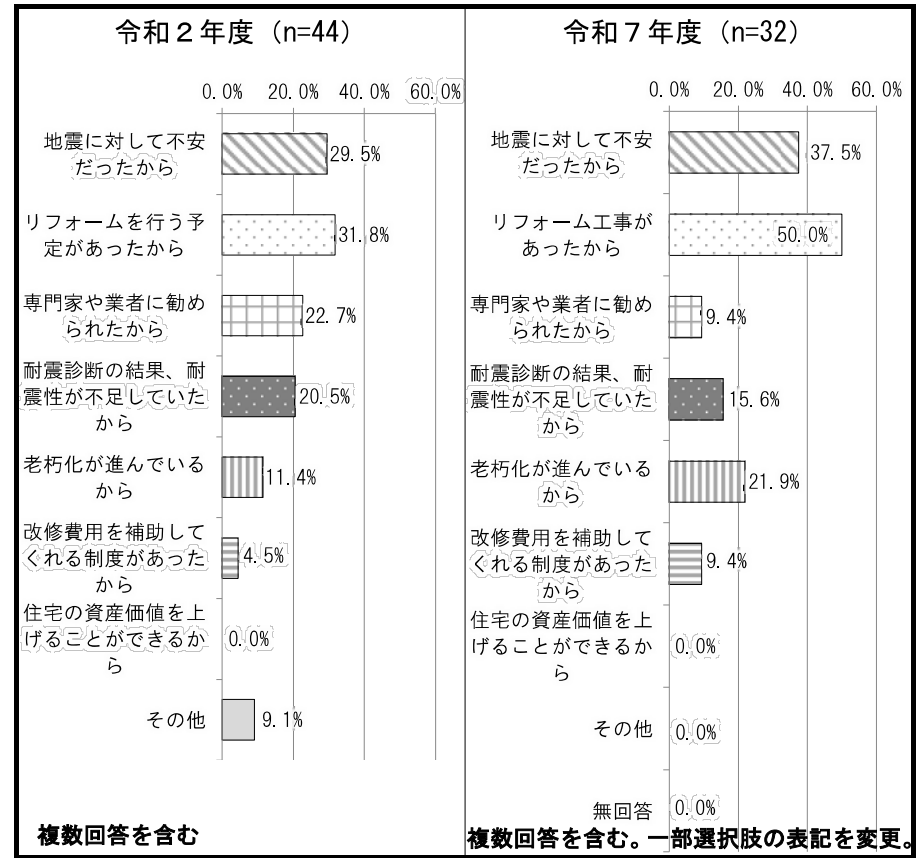


図 5-38 耐震改修を実施した理由

⑦実施した際の補助制度等の利用

○耐震改修にあたって、市の補助制度を利用した住宅所有者の割合は34.4パーセントであり、令和2(2020)年度調査と比較すると、その割合が大幅に増加している。

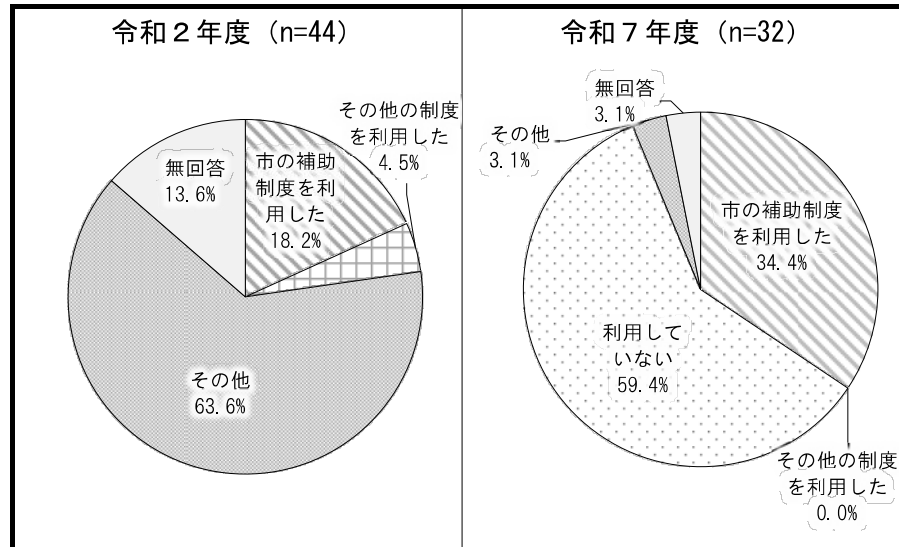


図5-39 実施した際の補助制度等の利用

⑧耐震改修を実施しない理由

○耐震改修を実施しない理由は、「改修費用が大きい」が58.7パーセントで最も多く、次いで、「工事期間中の生活の不便」、「必要最低限の処置で対応が可能と思う」が10.8パーセントと多い。

○令和2(2020)年度調査と比較すると、「必要最低限の処置で対応が可能と思う」、「専門家や業者等がわからない」、「大地震は来ないと思う」による耐震化を実施していない住宅所有者の割合が減少している。

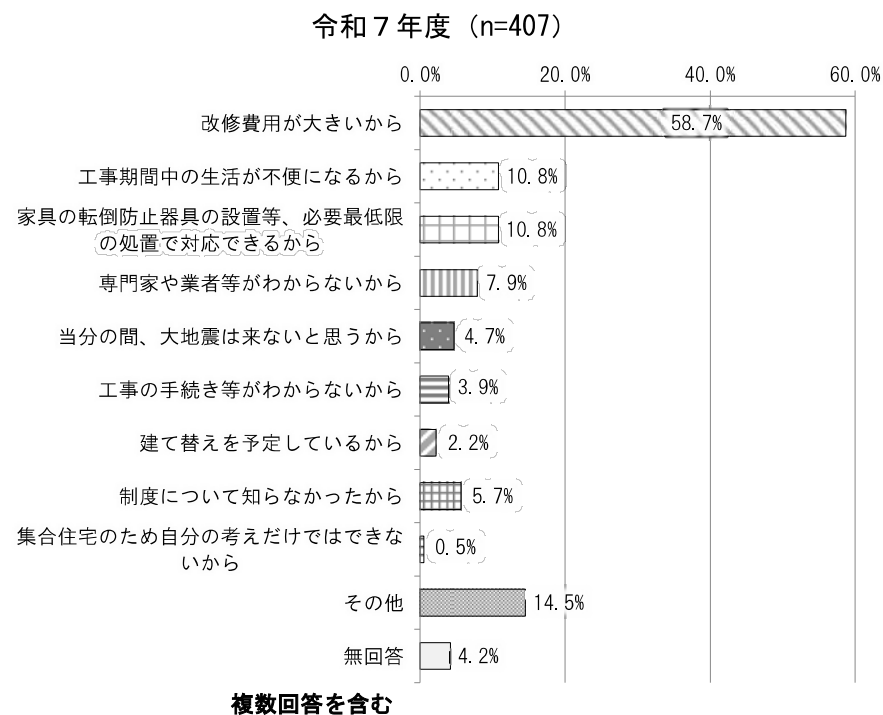
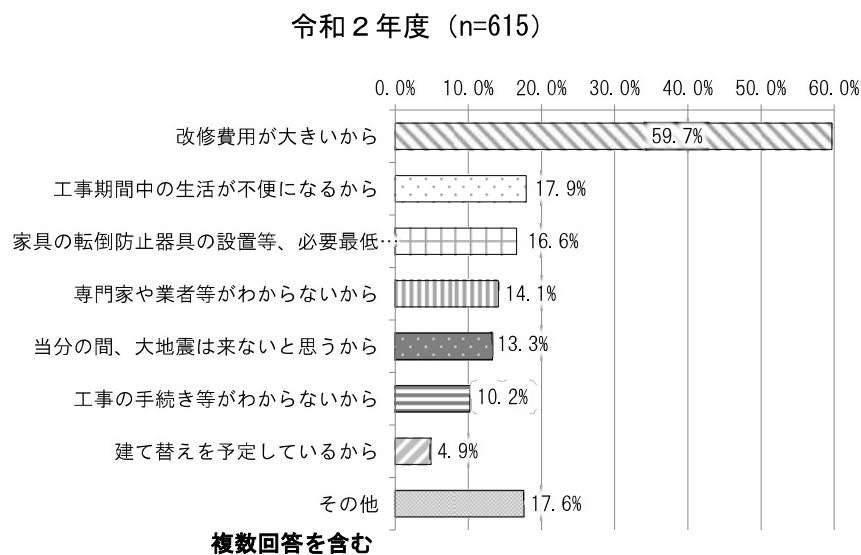


図5-40 耐震改修を実施しない理由

⑨どのような制度が耐震化促進に寄与するか

○耐震化の促進に係る施策として、約6割の住宅所有者が「耐震診断・耐震改修に関する補助の増額」を求めるほか、「耐震化に関する情報提供」は29.5パーセント「総合相談窓口の創設」は19.4パーセントが必要とする意向を示している。

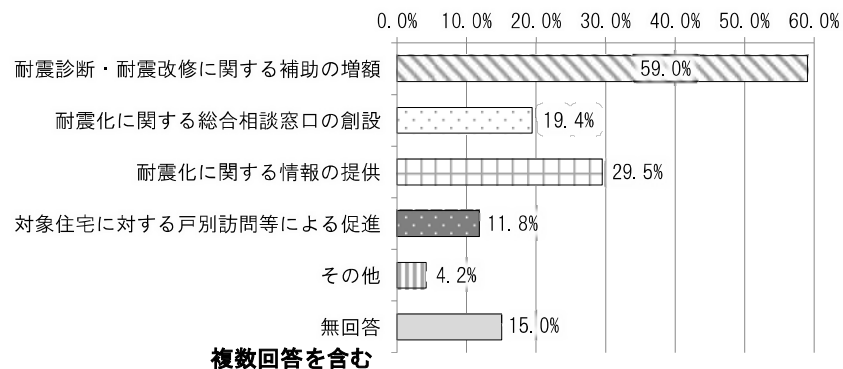


図5-41 どのような制度があれば耐震診断や耐震改修が進むのか (n=525)

【新耐震基準の住宅】

〈耐震診断について〉

①耐震診断の実施状況

○耐震診断を実施しているのは2.6パーセント、今後実施を予定している住宅所有者は2.8パーセントであり、9割以上の住宅所有者が耐震診断を行う予定がないことが分かった。

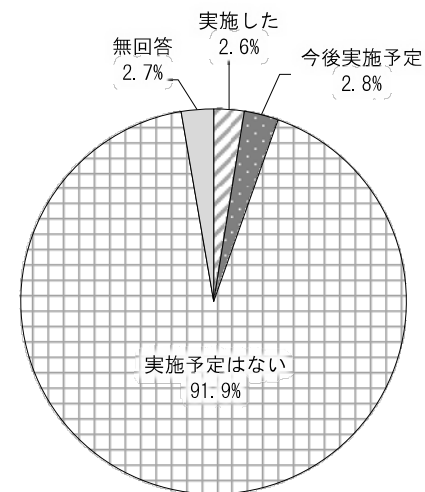


図5-42 耐震診断の実施状況 (n=664)

②耐震診断を実施した理由

○耐震診断を実施した理由は、「地震に対して不安だったから」と「リフォーム工事があったから」が29.4パーセントと最も多く、次いで、「専門家や業者に勧められたから」が23.5パーセントであった。

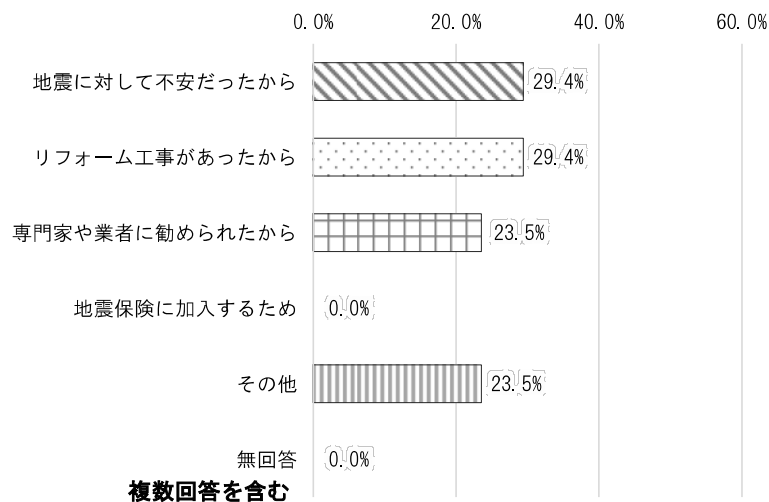


図5-43 耐震診断を実施した理由 (n=17)

③耐震診断を実施しない理由

○耐震診断を実施しない理由は、「改修費用の負担が大きい」が38.0パーセントと最も多く、次いで、「耐震診断費用の負担」が24.7パーセント、「安全な建物だと思う」が15.3パーセントであった。

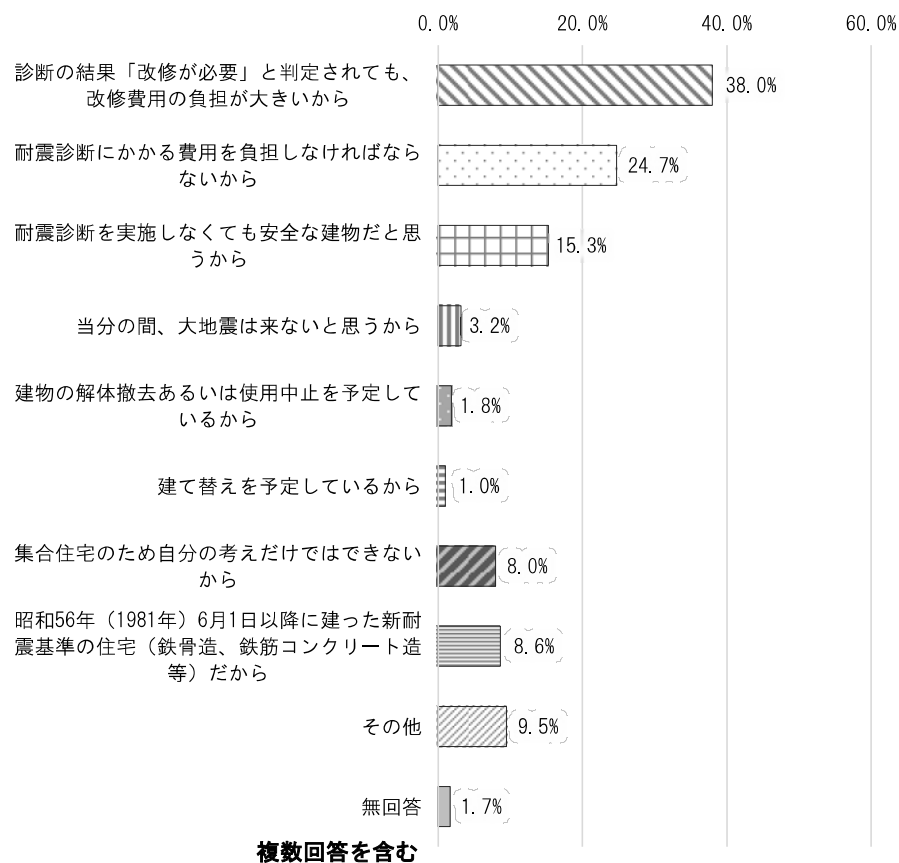


図5-44 耐震診断を実施しない理由 (n=610)

〈耐震改修について〉

④耐震改修の実施状況について

○耐震改修を実施しているのは 1.7 パーセント、今後実施を予定している所有者は 2.7 パーセントであり、8 割以上の住宅所有者が耐震改修を行う予定がないことが分かった。

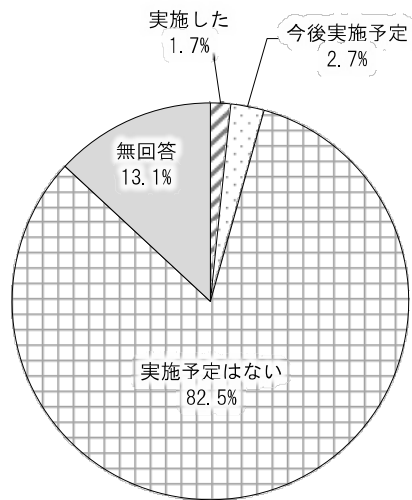


図 5-45 耐震改修の実施状況 (n=664)

⑤耐震改修を実施した理由

○耐震改修を実施した理由は、「リフォーム工事があったから」が 36.3 パーセントと最も多く、次いで、「専門家や業者に勧められたから」が 27.3 パーセント、「地震に対して不安だったから」が 18.2 パーセントであった。

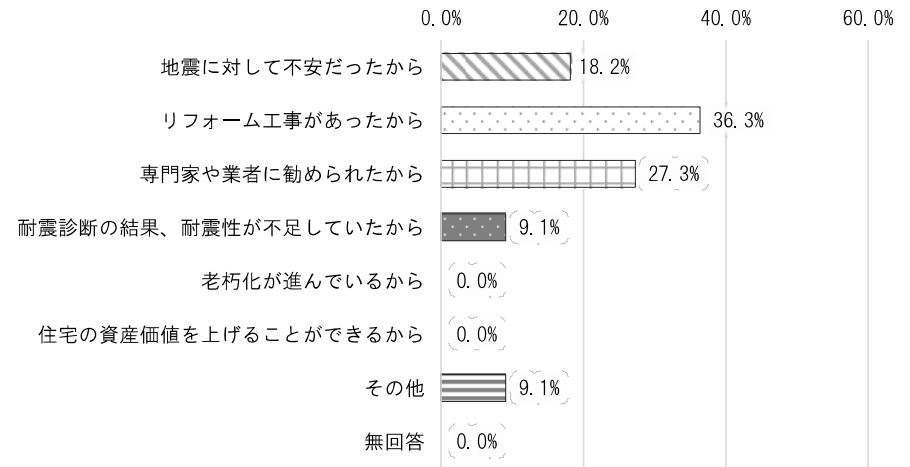


図 5-46 耐震改修を実施した理由 (n=11)

⑥耐震改修を実施しない理由

○耐震改修を実施しない理由は、「改修費用が大きい」が47.1パーセントと最も多く、次いで、「必要最低限の処置で対応が可能と思う」が10.8パーセント、「鉄骨造、鉄筋コンクリート造だから」が10.6パーセントであった。

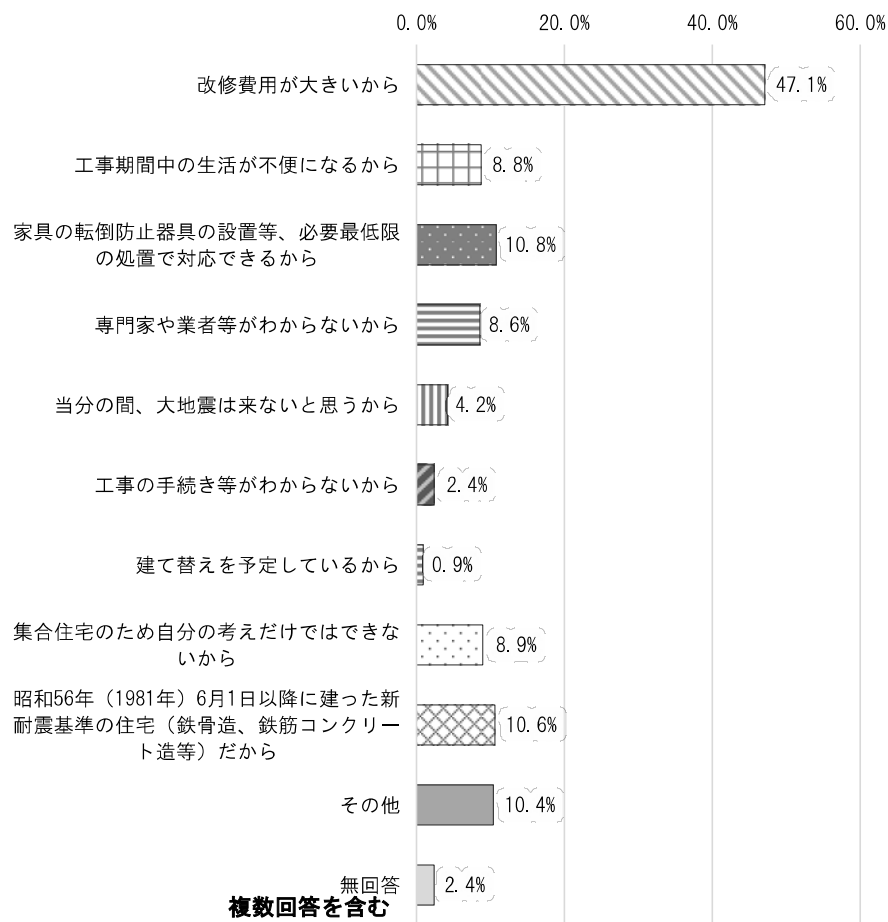


図5-47 耐震改修を実施しない理由 (n=548)

⑦どのような制度があれば耐震診断や耐震改修が進むのか

○耐震化の促進に係る施策として、7割以上の住宅所有者が「耐震診断・耐震改修に関する補助の充実」を求めるほか、「耐震化に関する情報の提供」は32.5パーセント、「総合相談窓口の創設」は28.2パーセントが必要とする意向を示している。

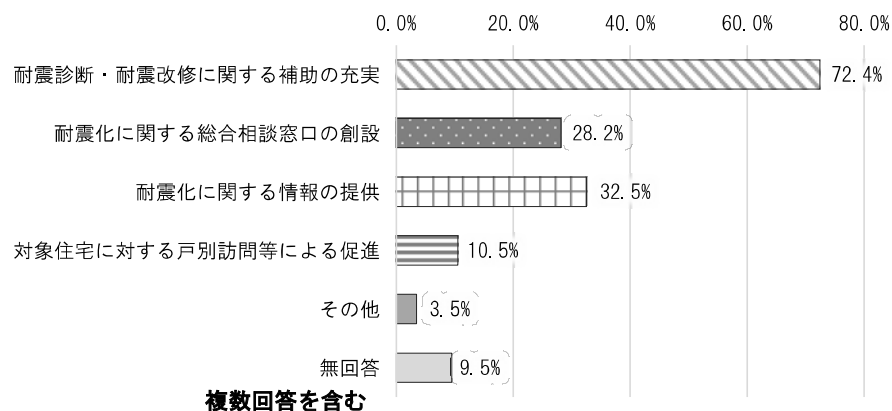


図5-48 どのような制度があれば耐震診断や耐震改修が進むのか (n=664)

◆市の耐震化施策について

【旧耐震基準の住宅】

①ダイレクトメール受信有無とその効果

○ダイレクトメールを受信したことがある住宅所有者は全体の16.8パーセントを占めているが、そのうち実際に耐震化の取組を実施した住宅所有者は1.7パーセントにとどまった。一方で、戸別訪問を受けたことがない住宅所有者は51.2パーセントを占めている。

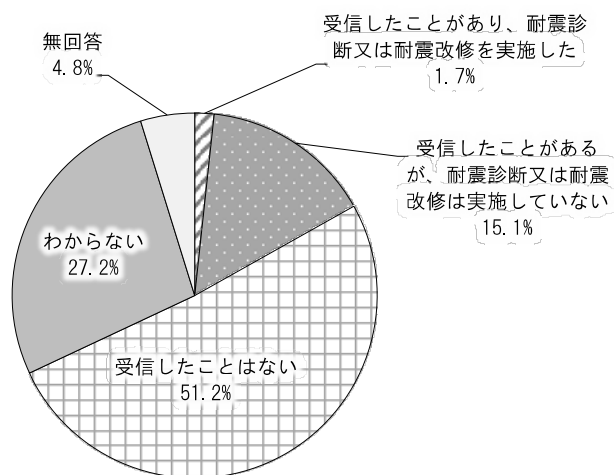


図5-49 ダイレクトメール受信の有無 (n=522※)

※複数回答により3名を集計除外

②戸別訪問の実施状況とその効果

○戸別訪問を受けたことがある住宅所有者は全体の3.2パーセントにとどまっており、そのうち実際に耐震化の取組を実施した住宅所有者は0.4パーセントにとどまった。一方で、戸別訪問を受けたことがない住宅所有者は92.6パーセントを占めている。

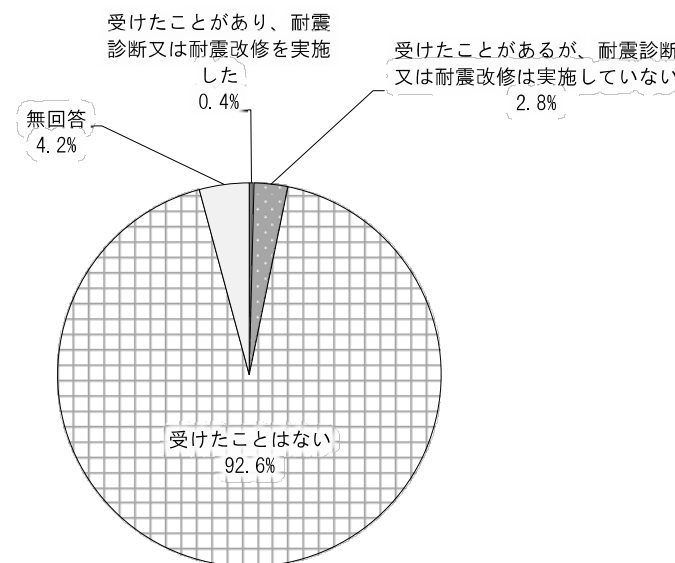


図5-50 個別訪問の有無・受けたことによる耐震化の実施の有無 (n=525)

③相談会への参加状況とその効果

○「定例相談会」や「なんでも相談会」に参加したことがある住宅所有者は全体の 0.6 パーセントにとどまっており、そのうち実際に耐震化の取組を実施した住宅所有者は 0.2 パーセントにとどまった。一方で、相談会に参加したことがない住宅所有者は 76.3 パーセントを占めており、さらに相談会の存在自体を認知していない住宅所有者が 19.5 パーセントにのぼることが明らかとなった。

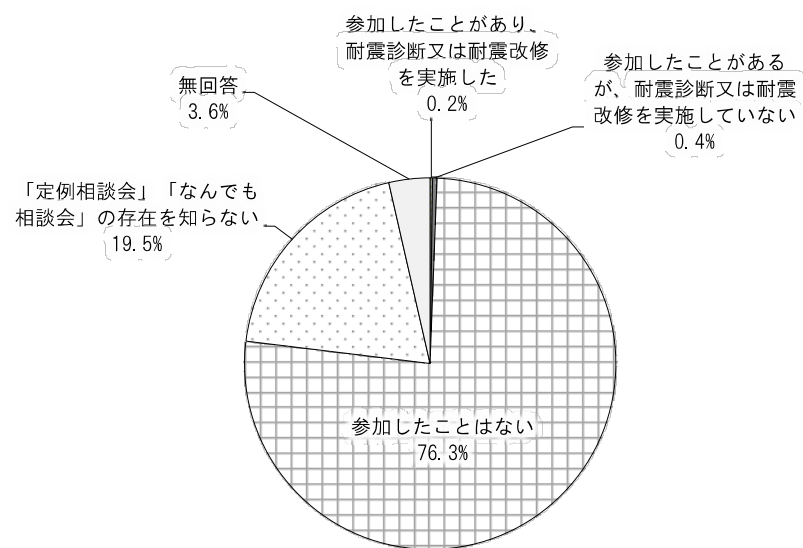


図5-51 相談会に参加の有無・参加したことによる耐震化の実施の有無 (n=503※)

※複数回答により 22 名を集計除外

④道路に面したブロック塀等の有無

○ブロック塀を有する住宅は、43.6 パーセントであった。
○令和 2 (2020) 年度調査と比較しても、大きな変動はない。

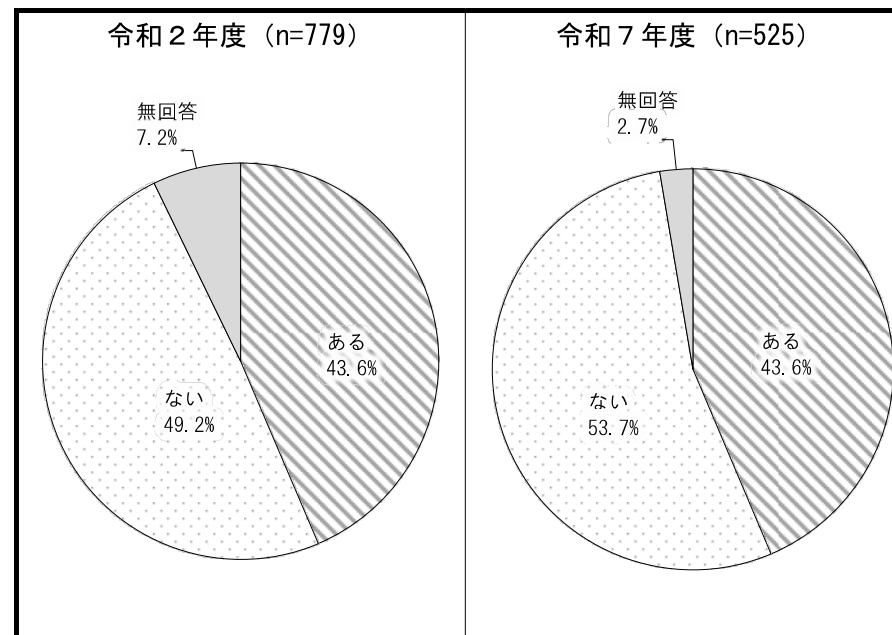


図5-52 道路に面したブロック塀等の有無

⑤ブロック塀等の撤去に関する考え

○ブロック塀の撤去に対して、撤去を検討したい住宅所有者の割合は4.8パーセント、撤去を考えていない住宅所有者は65.2パーセントであった。

○令和2(2020)年度調査と比較すると、撤去を検討したい所有者の割合は減少している。

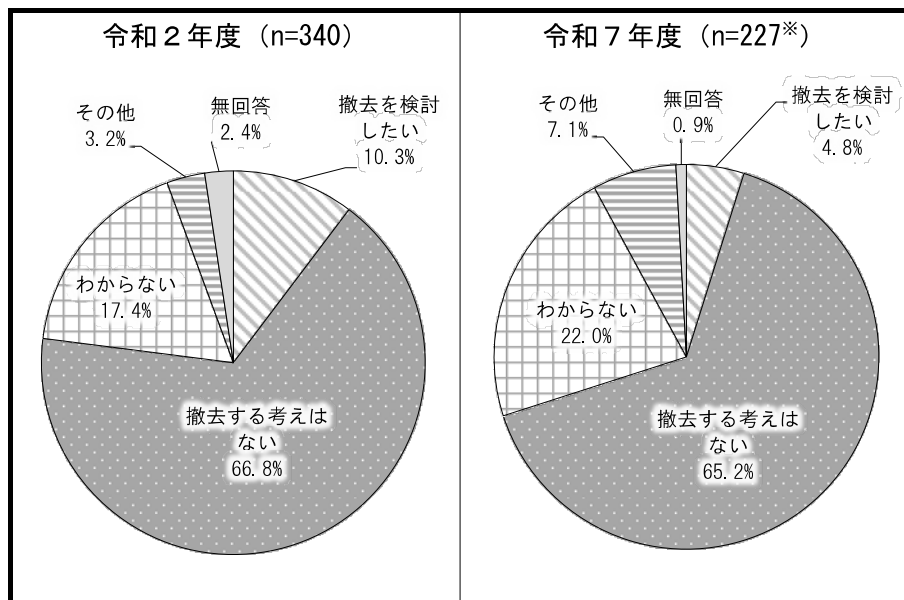


図5-53 ブロック塀等の撤去に関する考え

※複数回答により2名を集計除外

⑥撤去費用の補助事業について

○ブロック塀の撤去費用の補助事業を知っている住宅所有者は27.9パーセントであった。

○令和2(2020)年度調査と比較すると、補助事業を知っている所有者の割合は増加しているが、大きな変動はない。

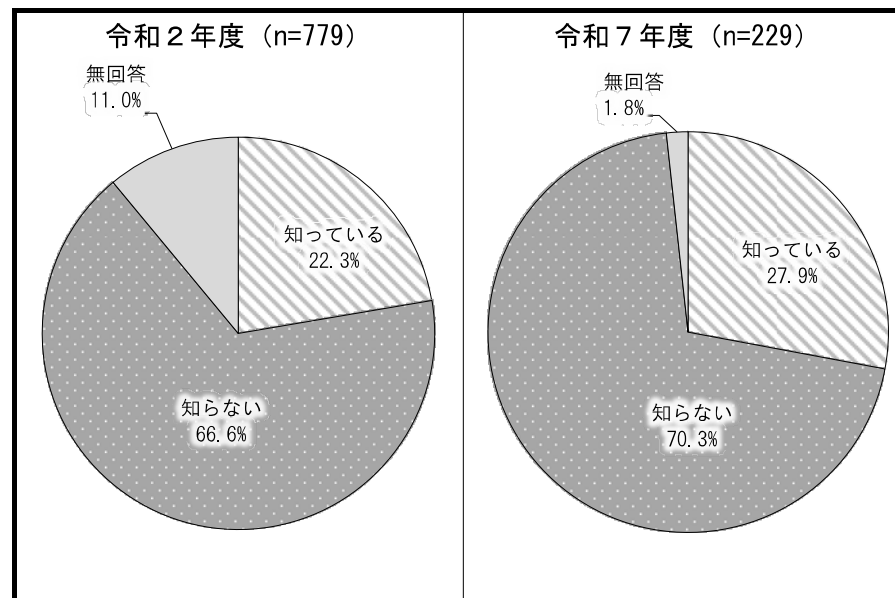


図5-54 撤去費用の補助事業について

⑦耐震改修以外の耐震対策として、導入を検討したいもの

○住宅所有者が導入を検討したい耐震対策は、「家具の固定」が49.9パーセントと最も高く、次いで、「耐震シェルター」が9.1パーセント、「防災ベッド」が9.0パーセントであった。

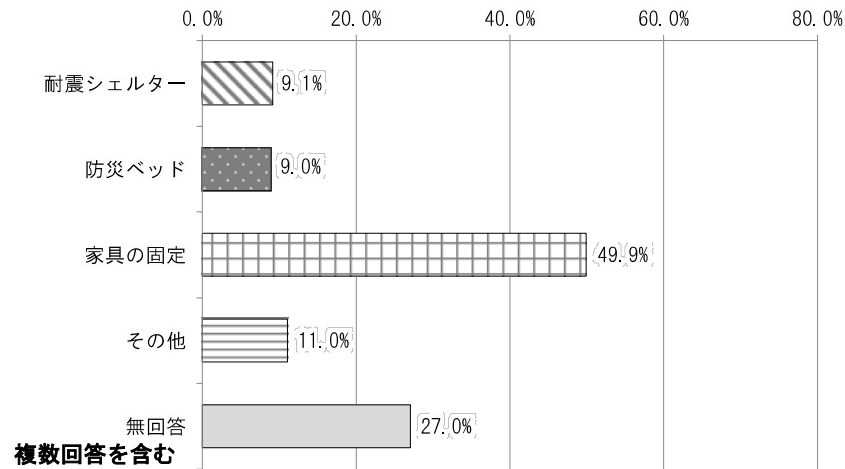


図5-55 耐震改修以外の耐震対策として、導入を検討したいもの (n=525)

【新耐震基準の住宅】

①相談会への参加状況とその効果

○「定例相談会」や「なんでも相談会」に参加したことがある住宅所有者は全体の1.1パーセントにとどまっており、実際に耐震化の取組を実施した住宅所有者は0.3パーセントであった。一方で、相談会に参加したことがない住宅所有者は67.8パーセントを占めており、さらに相談会の存在自体を認知していない住宅所有者が28.6パーセントにのぼることが明らかとなった。

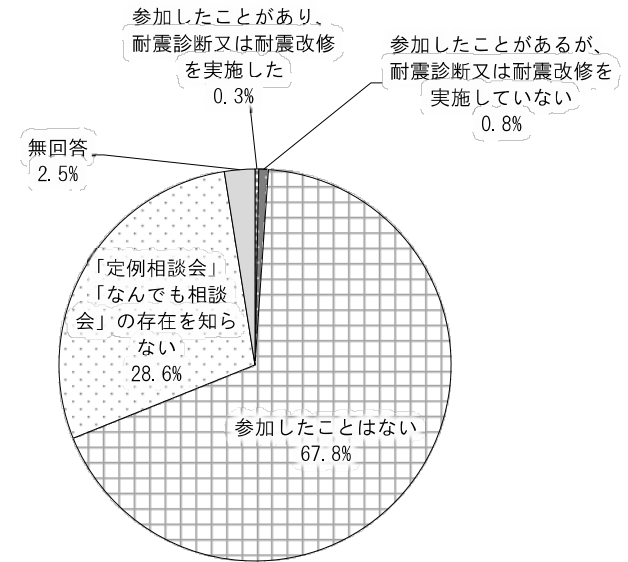


図5-56 相談会に参加の有無・参加したことによる耐震化の実施の有無 (n=640*)

※複数回答により24名を集計除外

②道路に面したブロック塀等の有無

○ブロック塀を有する住宅は31.8パーセントであった。

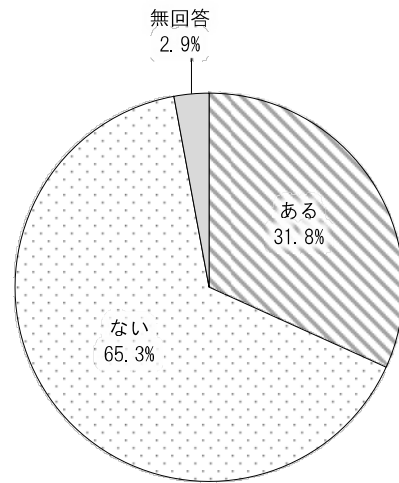


図5-57 道路に面したブロック塀等の有無 (n=663※)

※複数回答により1名を集計除外

③ブロック塀等の撤去に関する考え

○ブロック塀の撤去に対して、撤去を検討したい住宅所有者の割合は6.1パーセント、撤去を考えていない住宅所有者は58.8パーセントであった。

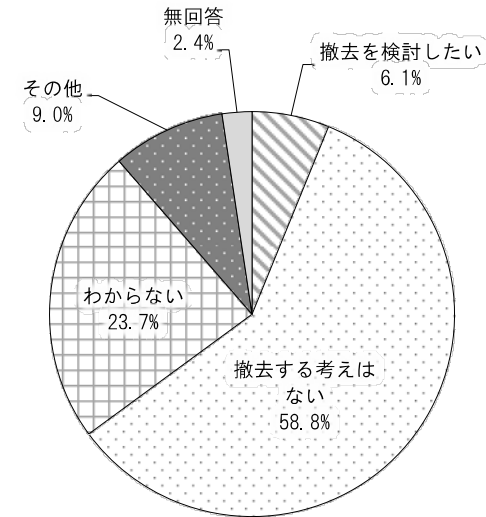


図5-58 ブロック塀等の撤去に関する考え (n=211)

④撤去費用の補助事業について

○ブロック塀の撤去費用の補助事業を知っている住宅所有者は21.3パーセントであった。

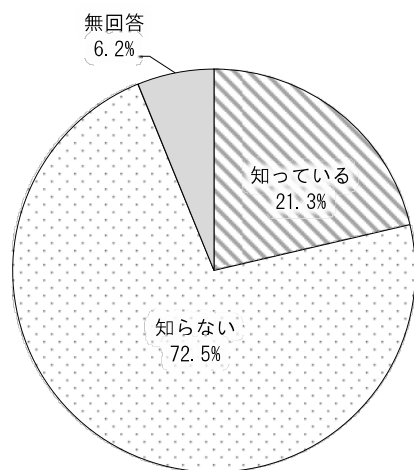


図5-59 撤去費用の補助事業について (n=211)

資料6 策定の経緯

(1) 検討委員会の開催

本計画の策定にあたっては、住宅政策に関連の深い庁内の各部局から選出した委員5名（表6-1参照）で構成される「青梅市耐震改修促進計画検討委員会」を設置し、横断的な検討を行った。

表6-1 青梅市耐震改修促進計画検討委員会

区分	役職
委員長	都市整備部長
副委員長	住宅課長
委員	施設課長
	防災課長
	都市計画課長

表6-2 策定までの流れ

日程	経過
令和7年5月29日	第1回検討委員会の開催
令和7年7月18日～8月8日	「住宅の耐震化に関するアンケート」の実施
令和7年8月21日	第2回検討委員会の開催
令和7年10月5日～10月15日	第3回検討委員会（書面会議）の開催
令和7年10月30日	第4回検討委員会の開催
令和7年12月10日	第5回検討委員会の開催
令和8年1月23日～2月6日	パブリックコメントの実施
令和8年2月17日	第6回検討委員会の開催

(2) パブリックコメントの実施

市民意向の反映、計画内容の充実に努めるために、建築物所有者へのアンケート（巻末資料5参照）に加え、パブリックコメントを実施しました。

○実施期間

令和8（2026）年1月23日（金）～2月6日（金）

○周知方法

- ・市ホームページ
- ・SNS
- ・広報おうめ

○実施結果

意見はありませんでした。

資料7 関係法令等

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道

路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- （市町村耐震改修促進計画）
- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち

入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改

修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建

- 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規

定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震

改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物(同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。)の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所立ち入り、支

援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
 - 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
 - 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
 - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第三十九条第二項の規定に違反した者

六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附

則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防衛住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一七年七月六日法律第八二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年十一月七日法律第一二〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年五月二九日法律第二〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

- 2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「「建ぺい率関係規定」を「「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

附 則 (令和五年六月一六日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 及び 2 略
- 2 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(令和五年政令第二九二号で令和六年四月一日から施行)

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）

（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和三十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和三十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和三十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通

省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次に掲げるものを除く。）

- イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
- ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所

- 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館階数一及び床面積の合計千平方メートル

- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
- （所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条

第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
 - 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(4) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

第三節の六 勧告の対象となる建築物

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

(5) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

国土交通省告示第百八十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月二十五日

国土交通大臣 北側一雄

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。

このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成三十年六月の大府府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定され

ている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和三十八年六月中央防災会議決定、令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表すると

ともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分

の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定に

ついて、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個

別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約千四百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができる

よう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載

する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば

緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実に見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全て

の市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成25年10月29日国土交通省告示第1055号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年11月25日）から施行する。

附 則（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月21日国土交通省告示第1381号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成31年1月1日）から施行する。

附 則（令和三年一月二日国土交通省告示第一五三七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年七月一〇日国土交通省告示第一〇一〇二号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

附 則（令和七年七月一七日国土交通省告示第五三五号）

この告示は、公布の日から施行する。

（別添資料略）

資料8 関連リンク集

■青梅市

○住宅に関する市の支援

青梅市「木造住宅耐震診断補助」ページ

<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/45/679.html>



青梅市「木造住宅耐震改修補助」ページ

<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/45/680.html>



青梅市「住宅に関するリフォーム制度」ページ

<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/45/73556.html>



青梅市「ブロック塀等撤去費補助制度」ページ

<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/11/2197.html>



○緊急輸送道路沿道建築物等に関する市の支援

青梅市「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」ページ

<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/45/760.html>



○税制に関する市の支援

青梅市「家屋をお持ちの方へ」ページ

<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/66209.html>



■東京都

東京都耐震ポータルサイト

<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>



青梅市耐震改修促進計画

令和8(2026)年3月 発行

発行 青梅市

編集 青梅市都市整備部住宅課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅 1-11-1

電話 0428-22-1111 (代表)

青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp>